

# 令和3年第1回上里町議会定例会会議録第3号

---

令和3年3月10日（水曜日）

---

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 7 (町長提出承認第1号) 専決処分の承認を求めることについて  
日程第 8 (町長提出承認第2号) 専決処分の承認を求めることについて  
日程第 9 (町長提出議案第1号) 上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第10 (町長提出議案第2号) 上里町子ども医療費支給に関する条例及び上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第11 (町長提出議案第3号) 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
日程第12 (町長提出議案第4号) 上里町敬老祝金支給に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第13 (町長提出議案第5号) 上里町介護保険条例の一部を改正する条例について  
日程第14 (町長提出議案第6号) 上里町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例について  
日程第15 (町長提出議案第7号) 上里町公の施設の指定管理者の指定について  
日程第16 (町長提出議案第8号) 上里町町道路線の廃止について  
日程第17 (町長提出議案第9号) 上里町町道路線の認定について  
日程第18 (町長提出議案第10号) 財産の取得について  
日程第19 (町長提出議案第11号) 上里町が本庄市に委託する一般旅券の申請受理及び交付等に係る事務の変更について

---

## 出席議員（14人）

1番 黛 浩之君	2番 高橋 茂雄君
3番 高橋 勝利君	4番 飯塚 賢治君
5番 仲井 静子君	6番 猪岡 壽君

7番 齊 藤 崇 君  
9番 植 井 敏 夫 君  
11番 納 谷 克 俊 君  
13番 高 橋 仁 君

8番 植 原 育 雄 君  
10番 高 橋 正 行 君  
12番 沓 澤 幸 子 君  
14番 新 井 實 君

欠席議員 なし

---

#### 説明のため出席した者

町 長	山 下 博 一 君	副 町 長	江 原 洋 一 君
教 育 長	埴 岡 正 人 君	総 務 課 長	山 田 隆 君
総合政策課長	豊 田 貴 志 君	税 務 課 長	須 長 正 実 君
くらし安全課長	間々田 亮 君	町民福祉課長	亀 田 真 司 君
子育て共生課長	飯 塚 郁 代 君	健康保険課長	及 川 慶 一 君
高齢者いきいき課長	間々田 由 美 君	まち整備課長	相 馬 伸 太 郎 君
産業振興課長	山 下 容 二 君	上下水道課長	根 岸 利 夫 君
学校教育課長	望 月 誠 君	学校教育指導室長	福 島 実 君
生涯学習課長	伊 藤 覚 君	会 計 課 長	小 暮 伸 俊 君

---

#### 事務局職員出席者

事 務 局 長 宮 下 忠 仁 係 長 飯 塚 剛

## ◎開 議

午前9時0分開議

○議長（猪岡 壽君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。



### ◎日程第7 町長提出承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（猪岡 壽君） 日程第7、町長提出承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） おはようございます。

承認第1号として提出いたしました専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

去る令和3年1月28日、新型コロナウイルスワクチン接種に関する国の補正予算が成立いたしました。これに伴いまして、上里町におきましても直ちにワクチン接種業務に着手する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年1月29日に、令和2年度上里町一般会計補正予算（第8号）の専決処分を行ったものでございます。

その内容といたしましては、まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,505万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億8,634万5,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によると規定するものでございます。

第2条は繰越明許費の追加について、「第2表 繰越明許費補正」によると規定するものでございます。

恐れ入ります。次のページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

初めに歳入ですが、款15国庫支出金は4,417万6,000円の増額補正となり、主な内容は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増額となっております。

款19繰入金は88万円の増額補正となり、財政調整基金の繰入金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対しまして4,505万6,000円を追加し132億8,634万5,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款4衛生費は4,505万6,000円の増額補正となり、新型コロナウイルスワクチン接種に係る委託料などの増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対しまして4,505万6,000円を追加し132億8,634万5,000円とするものでございます。

次の3ページを御覧ください。

表2 繰越明許費補正につきましては、衛生費の予防対策事業3,761万2,000円を繰越明許費補正として追加するものでございます。

以上、専決処分をいたしました一般会計補正予算（第8号）の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長がお手元の一般会計補正予算資料で御説明申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） 総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 豊田貴志君補足説明〕

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 工事請負費のところ、超低温冷蔵庫設置専用ブレーカー工事9万円ということでありまして、これ、接種会場がどこになるかちょっと分かりませんが、どこの会場を予定して何か所分のブレーカー工事になるのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） 植原議員の御質問に御説明させていただきます。

こちらにあります超低温冷蔵庫設置専用ブレーカーにつきましては、設置箇所につきましては保健センターを想定しておりますので、保健センターにこのブレーカー工事を実施するという予定でございます。

また、各集団接種会場につきましては、保健センターではなくほかの場所をというふうに想定しております。

また、国のQ&Aを見ておきますと、基本的には市区町村がきちんとした管理をすれば、そ

こからサテライトとしての病院だとか接種会場、集団も含めてですが、そちらについての数の限りは特になしということで、ある一定の要件はあるのですけれども、基本的にはそう考えてよろしいというふうに伺っているところでございます。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 先ほど医療従事者1,000名ということでしたけれども、テレビなどのニュースを聞いていますと医療従事者の接種が始まっているようでありましてけれども、この地域におきましては医療従事者の接種が開始されているのでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） すみません。

沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

私どものほうも、医療従事者がどんどん接種をされているというふうに聞いておるところではございますけれども、これは正確な情報ではございませんけれども、今のところまだ接種には至っていないというようなお話はちょっといただいているところではございます。ただ、いずれにしても、国のほうも優先順位をつけて、同じ医療従事者の中でも若干区別をしてやっていらっしゃるのではないのかなというふうに想像するところでございます。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、承認第1号 専決処分承認を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◇

◎日程第8 町長提出承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（猪岡 壽君） 日程第8、町長提出承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 承認第2号として提出いたしました専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

去る令和3年2月3日、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、令和3年2月12日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたものでございます。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給につきまして、支給要件となる新型コロナウイルス感染症の定義が変更されたことによる文言の整理となっております。

具体的には、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」と改めるものでございます。

施行期日については令和3年2月13日から施行といたしました。

以上で、専決処分をいたしました上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたし

ます。

本件は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

---

◎日程第9 町長提出議案第1号 上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（猪岡 壽君） 日程第9、町長提出議案第1号 上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第1号 上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに提案理由でございますが、「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づき、会計年度任用職員を含む非常勤職員について、育児休業及び部分休業に係る規定の整備を行うため本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、改正の概要ですが、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の公布により、会計年度任用職員制度が開始となり、会計年度任用職員についても育児休業及び部分休業が取得できるようになりました。このことについて、本条例について新たな規定の整備が必要ことが判明いたしましたので本案を提出するものでございます。

具体的には、会計年度任用職員を含む非常勤職員が「育児休業を取得するための要件等に係る規定」や「部分休業を取得するための要件等に関する規定」、「部分休業を取得した際の給与及び報酬の減額に係る規定」を追加するものでございます。

続きまして、改正内容について御説明申し上げます。

まず、第2条ですが、こちらは「育児休業をすることができない職員」についての規定でございます。このたびの改正により、第3号を追加し、「次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員」は育児休業をすることができない旨規定することにより、「育児休業することができる非常勤職員」の範囲及び要件を定めるものでございます。

続いて、第2条の3は「非常勤職員の育児休業の取得期間」についての規定を追加するもの

でございます。

具体的には、非常勤職員の子の養育の状況に応じて、子が1歳になるまで、1歳2か月になるまで、また、1歳6か月になるまで、育児休業が取得可能な旨及びその要件について定めるものでございます。

第2条の4について、こちらは先ほどの第2条の3と同様に「非常勤職員の育児休業の取得期間」についての規定を追加するものですが、非常勤職員の「子が2歳に達する日まで育児休業を取得できる特別な場合」について規定をさらに追加するものでございます。

第3条は、「育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別な事情」についての規定でございます。

具体的には、一度育児休業が終了した後に再度育児休業をすることができる場合の特別な事情を定めており、非常勤職員に関する要件について第7号及び第8号の規定を追加するものでございます。

第21条については、部分休業をすることができない職員について定めておりますが、号建てによる規定に変更するとともに、部分休業をすることができない非常勤職員についての定めを追加するものでございます。

第22条については、非常勤職員に関する部分休業の承認についての規定を追加するものでございます。

第23条は、会計年度任用職員が部分休業を取得した場合に給与及び報酬を減額支給する旨及びその算出方法についての読み替え規定を第2項及び第3項に追加するものでございます。

最後に、施行期日については公布の日から施行するものと定めるものでございます。

以上で、上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第1号 上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につい

ての件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 町長提出議案第2号 上里町子ども医療費支給に関する条例及び上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例  
について

○議長（猪岡 壽君） 日程第10、町長提出議案第2号 上里町子ども医療費支給に関する条例及び上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第2号 上里町子ども医療費支給に関する条例及び上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに提案理由でございますが、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要について御説明申し上げます。

今回の改正は、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行により、医療機関等が行う、患者が加入している医療保険情報の確認、いわゆる「資格確認」について、個人番号カードを利用し、オンラインで行えるようになる「電子資格確認」を導入するための改正を行うものであり、関係条例2本を一括で改正させていただくものでございます。

関係条例について、順に内容を御説明申し上げます。

まず、第1条として、「上里町子ども医療費支給に関する条例」の一部を改正いたします。

第3条は「支給対象」について定めておりますが、今回改正する「国民健康保険法による世帯主もしくは医療保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額」については、第2条第4号において同様の内容が定義されているため、文言整理として該当部分を「一部負

担金等」と改めるものでございます。

第6条第4項は受給資格証の提示について定めておりますが、従来は、受給資格証の提示に加えて被保険者証等の提示も必要としていたところ、被保険者証等の提示の代わりに個人番号カードを利用した「電子資格確認」によっても、各種医療保険の被保険者や被扶養者であることの確認が受けられる旨、規定を改めるものでございます。

続きまして、第2条として、「上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例」の一部を改正いたします。

第7条は受給者証の提示について定めておりますが、受給者証の提示に加えて、従来は、被保険者証等の提示も必要としていたところ、第1条による改正と同様に、被保険者証等の提示の代わりに個人番号カードを利用した「電子資格確認」によっても、各種医療保険の被保険者や被扶養者であることの確認が受けられる旨、規定を定めるものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日について規定しており、公布の日から施行するものでございます。

以上で、上里町こども医療費支給に関する条例及び上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 今回の改定は、マイナンバーカードで医療が受けられる制度に変えていこうという中で行われることだと思うのですが、こども医療費無料の資格を受けるときは一回窓口で申請すればいいだけでありますので、それほど、やはり利便性を求める方とか様々ですので、それはできる得る方法が取られてもいいかなというふうに思ったりもするところでは。それは個人が選ぶという。

しかしながら、この医療機関の窓口で、このマイナンバーカードで受けられるということにつきましても、非常に、個人情報を守っていく観点でマイナンバーカードというのは非常に重要できちんと管理しなければいけない。そういうことが、医療機関に行くたびに使った場合に、紛失したりなくしたりとか、そういうことにつながる可能性が結構怖いのではないかなというふうに思うところです。

しかしながら、ここで電子資格確認等ということがありますので、従来の紙ベースによるも

のとの併用というふうに受け止めていいのかどうか。その辺を確認したいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） 杳澤議員の御質問に御説明させていただきます。

議員さんもおっしゃられるように電子資格等ということでございますので、この「等」の含みの部分につきましては、基本的には、国では健康保険証については全て電子化していきたいという考えがございます。しかしながら、今日のあしたで一遍に電子化するということはできないということで、経過措置的な部分も含めて保険証を利用できるといったことを前提として「等」を定めているところでございます。

また、当然のことながら、マイナンバーカードを紛失するということになるのと非常に、ほかで利用されてしまうというような危険性も確かにあるのかなと思います。しかしながら、当然のことながらマイナンバーカードにはそれぞれに暗証番号等もあってロックがかかるようになっております。そういった意味では、各個人個人において、もし紛失を自覚された際には早急に市区町村への届出、または警察への届出を行っていただくのが最も適切な処置なのかなというふうに思うところでございます。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 今のちょっと関連するのですけれども、マイナンバーを導入して医療機関で受診できるということはすごく利便性があるいいなとは思うのですけれども、このマイナンバーの考え方というのは、ニュース等でもいろいろ国のほうでおっしゃっていますけれども、いろいろ銀行の口座とかいろいろなものをひもづけるということで、1つのカードでいろいろなことが対応できるということなののですけれども、例えば、今回このこども医療費支給に関することではありますが、保険証をひもづけた場合は、その医療機関でマイナンバーを提示したときに、いろいろな情報がそのマイナンバーには格納されているわけですから、そこで必要のところだけ、要するに保険証に特化したそのほかはフィルターかけてのぞけないようにできるのか。例えば、いろいろな情報が蓄積されているわけだから一目瞭然で見られてしまうのですよね、フィルターかけないと。だから、医療機関なら医療機関で、その保険証に特化するところだけしかのぞけないようにできるのか。その辺ちょっと確認したいと思っておりますけれども。

○議長（猪岡 壽君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） マイナンバーカードの健康保険証に切り替えるという中におきましては、今、議員さんも御指摘のようなことも当然想定として入っているところでございます。

また、このマイナンバーを利用する際には、当然のことながらカードに全部が記録されているわけではなくて1つのクラウドの中に保存されております。当然今度はクラウドに対するアクセス権限というようなものがございますので、それがいわゆる、今、議員さんがおっしゃられたフィルターに当たる部分かなというふうに思われます。

ですから、当然のことながら、各医療機関におきましては御本人様の同意を得てですね、得た上で各医療情報について取るということまではできるというふうに聞いているところでございます。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 上里町の重度心身障害者医療費支給に関する条例の中の第7条中の電子資格確認等によりということ、これに関連して、将来的には保険証をマイナンバーカード化にするということでありまして、マイナンバーカードについては普及率がだいぶ低いわけでありまして、附則で、この条例は公布の日から施行するということでありまして、公布の日というのはいつを示しているか、そこについて質問をしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） 植原議員の御質問に御説明させていただきます。

基本的には、この公布の日から施行するというのは、御議決をいただいて速やかに公布をしたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 先ほど答弁をいただいて全くそのとおりだと思います。

国は、将来的には全てマイナンバーカードに切り替えたいという方針を持って臨んでいると思います。

しかしながら普及率が非常に低い。ですので、これは普及率がどのくらいになったら「等」

が取れるのか。まさに、普及しない限りは「等」は取れないわけですよ。最後の1人まで普及しないと。マイナンバーカードを持たなければ病院にかかれなくなってしまうからね。

そういう意味では、私は、この「等」がついていることは、当然だし重要なことだろうなというふうに思っているところです。

その辺について、担当課としてはどのようにお考えかお聞きします。

○議長（猪岡 壽君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

まさにおっしゃるとおりで、「等」とついているのは、ある意味マイナンバーカードの普及という側面もございますが、対する医療機関におきましても、そういったものが今利用できるような状況ではないような医療機関もございます。当然のことながら、厚生労働省におきましては、それらの医療機関において利用できる体制を構築していくということで、今、前提として考えているところではございますが、御指摘のように、国会などで聞いていても普及率の問題がございます。

そういった意味で考えますと、この普及率が100%となるような形のときに初めて「等」が取れるのかなと思いますが、なおかつ、国のほうでどういった法整備を今後されるのか。また、その動向は見ていきたいなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ありがとうございます。

これ、国が強行に進めていることではありますけれども、今、医療機関とすればコロナ対策で、事務的に煩雑なマイナンバーカードを持ってこられて、それがちゃんと、その人かどうかというのを検証していく機械とかいろいろな設備だとか、それに慣れていくために研修しなければいけないとか様々な課題が出てくると思うのですね、取り組むとしたら。

でも、今医療機関に一番優先的に求められているのはコロナの対策であつたり、やはり逼迫した医療情勢にどう応えていくかということではないかなというふうに思っているのですけれども、そういうことについての国の対応、お金の出し方が、これを進めることによって、また、今一番求められているところに、お金というか予算が回らなくなってしまうという可能性も出てくるのではないかなというふうに思うのですけれども、その点では、この公布の日から施行するとありますけれども可能なのでしょうか。もし条例が通って、はい、では施行しますと言っ

たときに、マイナンバーカードをお持ちの方が医療機関に行って、これはできるはずだと、何とかしてくれと言われたときに医療機関は非常に困りますよね。その辺についてちょっとお尋ねしたいのですが。

○議長（猪岡 壽君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） 杳澤議員の御質問に御説明させていただきます。

確かに議員さんの御指摘のように、マイナンバーカードを使って、私はこれを保険証として利用するのだということ御提示いただいても、医療機関のほうでその体制が整っていないというような医療機関もあるかと思えます。その辺につきましては、各市町村においてきちんと周知・啓発をしていけというような御指示もいただいているところがございますので、くれぐれも、その条例を改正したから全てマイナンバーカードで対応できますというような承知・広報の啓発の仕方はせずに、しっかりと、保険証がまだ使えるところ、逆に言うとマイナンバーカードが使えない医療機関もございますということで、その辺については御確認いただいた上で御利用くださいということを周知徹底してまいりたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

12番杳澤幸子議員。

〔12番 杳澤幸子君発言〕

○12番（杳澤幸子君） 議案第2号 上里町こども医療費支給に関する条例及び上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について、ただいま質疑をする中で、やはり非常に難しい、国の上位法が変わる中で市町村の条例が変えざるを得ないというのでしょうか、そういうことも分かるのですけれども、しかしながら、圧倒的に児玉郡市の医療機関においてはこういう対応が今できないのではないかなど。

そうする中で、各自治体の職員が、また新たな周知だとか、そして、一方では、もうマイナンバーカードで対応できるはずだという利用者側との、医療機関とのそういうあつれきとか様々な問題点が出てくるのではないかなというふうに思うところです。

私も、本来これ反対したいです。しかしながら、上位法が変わったことによって、市町村がそれに対応が非常に難しいということであっても対応せざるを得ないという、そういう状況もあるのかなと思うところです。

この条例を出すことを少し先送りするとか、どうしても、上位法が通ったらすぐに対応していかなければいけないということがあるのかどうか。私は、先ほど来の質疑を通して、非常に難しいなというふうに感じているところです。

ですので、そういう法的な部分のクリアしなければいけない課題というのは、ちょっと私は分かりませんが、今質疑した範囲においては、かなり無謀ではないかなというふうに思うところです。

ですので、「等」がついていることがせめてもの救いではありますが、賛成と言い切れない、反対と言い切れない、しかし討論せずにはいられない、そういう立場で、仕方なく賛成せざるを得ないのかなというふうに判断しています。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第2号 上里町子ども医療費支給に関する条例及び上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第11 町長提出議案第3号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（猪岡 壽君） 日程第11、町長提出議案第3号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第3号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

初めに提案理由でございますが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、「子ども・子育て支援法」が改正されました。この一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので本案を提出するものでございます。

続きまして、改正の概要でございますが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、「子ども・子育て支援法」が改正され、地域型保育事業を行うものに対する確認について、事業所の所在する市町村の長による確認の効力が全国に及ぶものとし、事業所の所在する市町村以外に居住する者が当該事業所を利用する場合であっても、利用者の居住市町村の長による改めての確認を不要とする改正が行われました。これに伴い、引用条文の項ずれを修正するための改正を行うものでございます。

続きまして、改正条文について御説明申し上げます。

第2条では用語の定義について定めておりますが、第23号について、今般の改正に伴う引用条文の項ずれを修正するため、「法第43条第3項」を「法第43条第2項」に改めるものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日について規定しており、公布の日から施行するものでございます。

以上で、上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第3号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 町長提出議案第4号 上里町敬老祝金支給に関する条例の一部を改正する条例  
について

○議長（猪岡 壽君） 日程第12、町長提出議案第4号 上里町敬老祝金支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第4号 上里町敬老祝金支給に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに提案理由でございますが、上里町敬老祝金の支給方法を口座振込へ変更することに伴い、所要の改正を行いたいので本案を提出するものでございます。

現在の上里町敬老祝金の支給方法につきましては、多額の祝い金を現金で担当課が管理し、原則として、直接現金による支給を行っておりました。安全な公金の取扱いを行えるようにすること及び、新型コロナウイルス感染症対策として支給時の密を回避する観点から、支給方法を現金から口座振込に変更することに伴い、事務処理に要する期間を考慮し、支給時期の改正を行うものでございます。

続きまして、改正条文の内容について御説明申し上げます。

第4条では支給時期を定めており、第1項本文中の「9月」を「10月」に改め、同項ただし書中の特別な事情がある場合の「10月」を「11月」に改めます。

最後に附則でございますが、施行期日を定めており、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で、上里町敬老祝金支給に関する条例の一部を改正する条例について提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） この内容について理解はできるのですよ。ですけども、これを頂い

ているお年寄りの方、非常にこれ、現金もらうというのを楽しみにして役場に来たりしているわけなのです。その辺のところは口座となってしまうともうそこで終わってしまう。やはり、私何回も見ているのですけれども、その日に、背広だとかそういうのを着たことのない人が、来てもらうのを楽しみに来ているということもあるので、余りこれ、反対とか何とかというのではないのですけれども、もう少しこういうところは、敬老祝金をもらう人に配慮が、何かもうちょっとないのかなという感じがいたします。

○議長（猪岡 壽君） 高橋議員に申します。

ただいまは質問ではないと思いますので。

○3番（高橋勝利君） それで、そういう経緯をどのくらい検討したのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 間々田由美君発言〕

○高齢者いきいき課長（間々田由美君） 高橋勝利議員の御質問に御説明申し上げます。

本年、令和2年度の敬老祝金の支給におきまして、一度、密を回避するというのは既に検討の上実施、町長の決裁をいただきまして試行的に実施をいたしました。

この支給時期につきましても、一応10月というところをめどにやったところではございますが、それについての御不満等のお問い合わせということにはございませんで、速やかに手続のほうは完了している状況ですので、その状況を踏まえ、今回条例を改正し、令和3年から、現金支給ではなく口座振込ということに移行するということでの条例の提出でございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 受給者に安全に支給できるという観点から、私は賛成ではあるのですが、この口座振替、当然口座振替ですから事前に個人名義の口座番号、口座金融機関を把握する必要があるかと思えます。やはり高齢者になりますと、自分の口座を中には持たない高齢者もいるのではないかなというふうに個人的には想像するわけですが、そういった場合、本人を取り巻く家族の口座でも可能なのか。その辺確認ができればその家族の口座でも可能なのか、その辺をちょっと確認したいと思えますが。

○議長（猪岡 壽君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 間々田由美君発言〕

○高齢者いきいき課長（間々田由美君） 齊藤崇議員の御質問に御説明申し上げます。

基本、祝い金でございますので御本人に支給するというところでございますので、御本人の口座以外には振込をしないということで今年度も実施いたしました。

議員おっしゃるように、口座がないということと、口座に振り込まれてしまうと支障があるということで、御本人様からの申出がある場合には現金での支給という形も取ることはしてございます。その旨の通知と一緒に同封し、振込の口座を指定したものと併せて返信していただくような形になっておりますので、口座振込の方がほぼほぼではございましたが、数名は現金でのお引渡しということもございました。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 私は、やはり御足労、足もない方が5,000円等の祝い金のためにタクシーを使って来なければいけないとかそういう現状もありましたので、便利になるのかなと思ったりもします。

だけれども、この口座振替にすることによってなぜ1か月支給が延びるのかなと、そこがちょっと不満というのでしょうか、やはり敬老祝金は古くから9月がお年寄りのお祝いの月というふうに思いますので、口座振替の方法はそれでいいと思いますけれども、丁寧に、無理の方は現金支給も可能になるような御案内もしているということで、非常に丁寧でいいなというふうに思います。

ですので、ここが1か月遅れる理由についてちょっとお聞きします。

○議長（猪岡 壽君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 間々田由美君発言〕

○高齢者いきいき課長（間々田由美君） 沓澤幸子議員の御質問に御説明申し上げます。

敬老祝金につきましては支給の基準日が決まっておりますので、毎年9月1日現在の住所のある方ということで対象者を絞っておりますので、そこから通知を差し上げて、通常でしたら現金支給なので、9月の末に来てくださいということで間に合うところなのですが、口座を提出いただく関係上その口座の確認等がございますので、それに要する期間等を考えますと、9月中に支給することは、ちょっと今年度においても難しい状況がございましたので、9月を、申し訳ないところですが、10月に変更させていただくというところでございます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第4号 上里町敬老祝金支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

### ◎日程第13 町長提出議案第5号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（猪岡 壽君） 日程第13、町長提出議案第5号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第5号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに提案理由でございますが、第8期介護保険事業計画の策定に伴い、令和3年度から令和5年度までの介護保険第1号被保険者の保険料の見直しにより、所要の改正を行いたいので本案を提出するものでございます。

初めに概要につきまして御説明を申し上げます。

団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年及び団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22年までの中長期的な視点を踏まえ、第1号被保険者数や要介護認定者、介護サービス量の伸び等を勘案した上で介護給付費等を推計し、第1号被保険者の介護保険料等の見直しをするものでございます。

それでは、改正条文の内容について御説明を申し上げます。

介護保険料は、介護保険法施行令第38条の規定に基づきまして、住民税の世帯または本人の課税、非課税の区分及び所得金額に応じ、上里町では9段階の所得段階による保険料の算定基準が設定されております。

まず、第3条第1項につきましては、保険料の対象年度を令和2年度から、令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料にするものでございます。

また、第1号から第9号に規定されている9段階の所得段階の第1号を2万9,100円から2万9,700円にするものとし、第2号及び第3号を4万3,600円から4万4,500円に、第4号を5万2,300円から5万3,400円に、第5号を5万8,200円から5万9,400円に、第6号を6万9,800円から7万1,200円に、第7号を7万5,600円から7万7,200円に、第8号を8万7,300円から8万9,100円に、第9号を9万8,900円から10万900円に改めるものでございます。

また、第2項につきましては、介護保険料の所得段階が第1段階に該当する者の減額賦課に係る保険料が定められており、令和2年度からの保険料が1万7,400円とされておりましたが、対象年度を令和3年度から令和5年度までとし、あわせて、各年度における保険料を1万7,800円とするものでございます。

また、第3項につきましては、介護保険料の所得段階が第2段階に該当する者の減額賦課に係る保険料が定められており、令和2年度からの保険料が2万9,100円とされておりましたが、対象年度を令和3年度から令和5年度までとし、あわせて、各年度における保険料を2万9,700円とするものでございます。

また、第4項につきましては、介護保険料の所得段階が第3段階に該当する者の減額賦課に係る保険料が定められており、令和2年度からの保険料が4万700円とされておりましたが、対象年度を令和3年度から令和5年度までとし、あわせて、各年度における保険料を4万1,500円とするものでございます。

最後に附則でございますが、第1項で施行期日を令和3年4月1日から施行するものと規定し、また第2項では経過措置として、今回の改正については令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の保険料については従前の例によるものとするものでございます。

以上で、上里町介護保険条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 介護保険料を決定するに当たっては、具体的なサービス量等を見積もって出てきたものだと思いますので、何点か質問させていただきたいと思います。

まずお尋ねしたいことは、介護保険法施行規則が2020年10月22日に行われているわけなのですけれども、このことによって、介護予防生活支援サービス事業の対象に介護認定による介護給付に係るサービスを受ける前から総合事業のサービスを継続的に利用する居宅要介護被保険

者を追加することになりました。そのことの判断は市町村に任されているわけですね。ですので、町はこの第8期の計画にどのように反映していくお考えなのか。いわゆる、現在、要支援の方が介護度が高くなったときに初めて該当者となることですが、そのことについて町の見通し、全くそれは想定していないのかどうかお尋ねしたいと思います。

さらに、施設の食費だとか住まいに関わる居住費、そういうものの負担が導入されたのがたしか2005年だったと思います。その後、低所得者に対して負担をしていく制度が導入されてきたわけなので、それも、第8期では施設の食費の増額が決まっているのではないかなというふうに思います。

サービス利用費の食費負担が、施設の食費が負担されるということはデイサービスの利用者の食費も負担増が行われていくのかなというふうに危惧するわけですね。だから、今までは施設だけでしたけれども今度はそういう部分にも影響が出てくるのかなというふうに思います。

そうした場合に、上里町の対象者の人数と月額に受ける影響額については試算をされているのかどうかお尋ねしたいと思います。

第7期から開始されているこの要支援の総合事業の現在の利用状況ですね。第8期の利用目標をどのように見積もっておられるのかどうか。総合事業が導入されたときには、高齢者が多様なサービスを選択できますよと、費用もそちらのほうが安いのですよということも言われていたわけなので、実際問題は、要支援の方が介護保険を利用したいと希望したときに希望できる状況があるのかどうか。そのパーセントは、総合事業等のパーセントですね、どのぐらいなのか。

また、現在、認定をせずに25項目のチェック判断で事業者対象者となっている方が何人おられるのか。

それと、厚生労働省の調査で、2018年度のものしかちょっと手に入らなかったのですが、介護保険料を滞納して差押え処分を受けている高齢者が全国で1万9,221人おられるそうです。上里町の現在の滞納者状況と、差押え処分は今までなかったと思うのですが、あるのかないのか。

上里町の1人当たりのサービス受給者の費用額は、介護サービス、介護予防サービス、それぞれ何%ぐらいになっているのか。いわゆる、原則1割負担が2割負担、3割負担になったり様々な負担増が伴う中で、サービスが利用できない理由として経済的理由等が影響、そういう影響が出ていないのかどうか、その辺についてもお聞きしたいと思います。

それと、今回、第8期の介護保険料を決定するに当たって基金をどのぐらい取り崩したらどうなるのかという試算をしていただいております。上里町では約7,000万でしたか取り崩していくということになっています。私とすれば、職員の皆さんの将来的な、上里町は全国的に

見ても、ある一定の年度を超えますと高齢化率が非常に高くなるというところで、基金を全くなくすわけにはいかないしという、そういう悪いデータの下で一生懸命頭を悩ませてやって試算してくださっているかなというふうには思います。その基金の額を、額と言うのでしょうか、それはどのぐらいを理想として、総事業費のどのぐらいを理想として考えているのかについてお聞きしたいと思います。すみません、お願いします。

○議長（猪岡 壽君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 間々田由美君発言〕

○高齢者いきいき課長（間々田由美君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

全部の回答がこの場でできるかということで、ちょっと回答にならない部分もあるかと思いますが、現在こちらでお示しできるところだけ説明させていただきたいと思います。

まず一番最初の要支援者が要介護になった場合の弾力化のお話だったかと思います。

そちらにつきましては、一旦国のほうがそういった通知を出されたところに基づいて、上里町としても、総合事業のサービスを要介護者になった場合でも使えるというふうに理解はしていたところなのですが、年が改まりまして、対象となるものは、町が委託をされていて補助をしている事業ということで、例えば通いの場というものを町がどこかの事業所に委託して費用を出してやっている、そういったものについてのみ対象になるということだったので、町とすると、現在そういった対象事業をしていないので、それについては、対象となる者はいないというふうに認識しております。

あと、基金の、最後の部分ですけれども、基金の理想の額というところですが、これは一般的に解釈されているというふうに、どこかに規定がされているものではないのですけれども、1か月の給付費相当額分を持っていることが適当ではないかというふうに言われております。

上里町につきましては、上里町の1か月分の給付費の支給額が1億6,000から7,000ぐらいの金額で推移しておりますので、現在1億8,000万保有しているということは、その金額相当は確保したいなというふうに考えての7,000万円の取崩しということで御理解いただければと思います。

あと、滞納についての対応でございますが、滞納者の数については、ちょっと現在手持ちがございませんが、差押え等の処分というものはしておらず、滞納のある方につきましては丁寧な納付への御相談をさせていただいて、大変残念ではありますが、時効が迎えた場合には消滅して不納欠損という形で処理をしております。

それと、1人当たりの費用額というところでございますが、こちらで今すぐお話しできるのが総給付費ですね。予防とか介護ということで種類分けはできないのですけれども、総給付費に対しての1人当たりの給付額というのは、上里町ですと1万6,022円ということで、今年度

の9月の月報のところから出ている数字となります。

あと、事業対象者の数ということでよろしかったかと思うのですが、8期事業計画における令和2年9月時点の事業対象者につきましては73人となっております。こちらについては、8期の令和3年、4年、5年というところについては少しずつ減っていく状況を予測しておりまして、令和3年につきましては69人を予定してございます。

この数字が減っていくところを見たところにつきましては、介護認定ですね、要支援の認定を受けた方が満了した段階で事業対象者へつないで、サービスをまた継続できるようにということで、言ってみると手厚いサービスの提供をしていたところなのですが、逆にそれが、自分でやる、実施していくという機能の低下につながってしまう。自分でやるという自立の意欲を少し軽減してしまうということが考えられるということがありまして、この部分を支援認定の満了に伴って事業対象者に移していった、事業対象者の数が上がってきた現状があったのですが、そのところの対応を少しシフトすることで、変更することで数の減少を見込んだところでございます。

低所得者の軽減分ということでよろしいでしょうか。

低所得者の軽減につきましては、現在保険料の軽減等が第1段階、第2段階、第3段階ということで実施されている部分については継続を行うということで国からも示されておりますので、それも8期の中では実施していくというところになっております。

経済的理由によってサービスが使えない状況があるのではないかとこのところではございますが、そこについては、その収入の状況で1人当たりの負担割合というのが定められておりますので、その使える、使えないというのは御本人様ともよく相談しながら、サービスが使えない状況にならないようには担当と、ケアマネさんと調整をしながら現在は実施している状況でございます。

申し訳ございません。

あとは、多分デイサービスに通っている場合の食事についての負担軽減のお話だったかなというふうに思うのですが、ちょっとそちらについてはもう一度確認をさせていただいてまた御回答させていただきたいと思っております。

その部分を8期の中でというところの御質問かなと思うのですが、そこは現在のところ入ってはおりません。今までどおりの施設における居住と食事の提供に対するものについては含まれておりますが、新しいものについては入っていないという意味でございます。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ありがとうございます。

要介護者を本来的には全面的に総合支援にという国の考え方でありましたけれども、途中、反対とか様々な理由によってその幅は狭められて、上里町には、その後、さらに町が委託している事業者のみということと該当しないということと少し安心はしたのですけれども、先ほど課長が述べていただきました73人ですよというのは、総合事業者の対象者ということと捉えていいのでしょうか。そこを再度確認したいと思います。

あと、給付費1人当たりが、上里町では平均で1万6,022円ということでありましたけれども、私、厚生労働省の平成30年度のまとめ、これは平成29年5月から翌年4月までの1年間なのですけれども1万7,600円というふうに把握しています。そうしますと、そこから見ても上里町は少し低い状況なのかなというふうに思うところです。

やはり高い保険料を払っていますので、この給付との関係というのは非常に重要な部分でありますので、やはり給付が多くなれば、その分また保険料に跳ね返るといふそういう制度になっているので非常に微妙ではあるのですけれども、上里町は介護保険の認定率そのものも全国平均、県平均を下回っています。それが、健康で長生きできる形であれば非常に喜ばしいことだなというふうに思っているところです。

昨日提示していただきましたこの資料、年齢別認定率を見ましても、上里町、90歳のところで比較しても非常に低いですね。ですので、高齢になってもなおかつ元気に過ごしている方が多いのかなということと考えますと、住民の生活様式だとか、また健康保険課の取組等がいい形で影響をしているのかなというふうに思うところでもあります。

それで、先ほど答弁していただきました差押えはしていないというこの対応も、やはり上里町の優しい姿勢の表れかなというふうに思います。

まだ滞納状況が教えていただけていませんので、この滞納状況というのは非常に、やはり生活の苦しみの表れとして出てきます。特に、やはり上里町の住民性からいきますと、払えるのに払わないという人は本当にまれだと思うのですよね。そういうことを考えても、この滞納の現状というのは生活とリンクしてきますのでね。先ほどサービス量のことも1人当たりの負担割合は決められていますというふうに答弁していただきましたけれども、これは介護度によって上限が決められていることであって所得で決められているわけではないのですね。

ですので、福祉のときにはそういうことがなしで、その人の状態に合わせて、お金があるなしに関係なくサービスは受けられましたけれども、負担割合が決められているのは介護度ですので、うんと所得の少ない人は介護5になったとき、満額はここだから使ってくださいよと言って使えるのかどうか。そうしたときに、ケアマネージャーがよく相談してというのは、その人の経済状況、本当は使いたいサービスを経済状況によって我慢しているというのがケアマネージャーさんたちは捉えているのではないかなというふうに思ってお聞きしたところです。

その辺について、再度お願いできればというふうに思います。

○議長（猪岡 壽君） 暫時休憩いたします。再開は10時40分からいたします。

午前10時22分休憩

---

午前10時40分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き議案審議を続行します。

高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 間々田由美君発言〕

○高齢者いきいき課長（間々田由美君） 沓澤幸子議員の御質問にお答え申し上げます。

事業対象者の数、先ほど73人ということで申し上げたところですが、これは事業対象の認定となっている人の数でございますので、対象になる方が何人いるかというのは、当然、一般高齢者の中にも該当者がいるかと思われまますので、その数字についてはちょっと分からないところではございます。

それと、低所得者の利用者の負担の介護度による負担額ということで介護保険では決まっているのでというお話だったと思います。

こちらにつきましては、その方の所得に応じまして利用者負担軽減の制度が設けてございますので、上限を定めた中、4分の1ではございますが、その補助をするというところの制度がありますのでそちらをお使いいただくように、ケアマネさん等を通じて周知をしております。

それと滞納につきまして、現在の、現段階での滞納額についてを申し上げたいと思います。

未納者については一応200人です。未納額については484万4,700円というところでございます。12月末時点での数字でございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ありがとうございます。

いずれにしても、高い保険料を払いながらなかなか使いにくい、特に低所得者は、軽減はあるものの使いにくい制度になっているのではないかなというふうに予想をするのです。ですので、ケアマネージャーさんも補助されて、上限とかまで補助があるのですよというふうなことがあっても、体調がうんと悪くて上限を超える場合は実費になりますよね。そういうことについても、やはりお金があるなしで利用が、その人の体調に適した利用ができるかということに来るとこの制度が非常にもろい制度なのではないかなというふうに思っております。そういう実態が今までなかったのか。あった場合において、それは福祉として対応してきている

のかどうかお聞きしたいと思います。

それで、総合事業のところの対象者は73人という考え方がちょっと私分からないのですけれども、いわゆる要支援者は本人の意向を確認して総合事業の対象者になるわけですね。そうしますと、要支援1・2の方でいけば200人ちょっとぐらいいらっしゃるのではないかなというふうに思ったりします。この73人という人数がどこから出てきているのか。

それと、いわゆる、介護申請をしないで、認定審査にかけないで、窓口相談に来たときに、幾つかの、25項目ぐらいの質問をして、総合事業が使えますよというふうな御案内をされている方が今何人いるのかなと。実際そうして使っている方。いわゆる、そのことによって制度が変わった第7期ぐらいから要支援1の人の人数がぐくっと減りましたよね。それは総合事業に御案内しているからではないかなというふうに思うところなので、その人数についてお尋ねしたいのですが。

○議長（猪岡 壽君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 間々田由美君発言〕

○高齢者いきいき課長（間々田由美君） 沓澤幸子議員の御質問にお答え申し上げます。

生活困窮の状態の中で介護サービスが使えないというところの中での対応、実態についてというところでございます。

実際そういったことがあったとするならば、まず生活保護の中で対応をしていただいて、適正な介護サービスが使っていただけるように福祉関係者と調整をさせていただいて、サービスの提供が受けられないことがないようにということでは取り組んでいるところでございます。

先ほど申し上げたその73人のところのお話でございますが、こちら事業対象者ということで、介護申請をしていない、先ほど言ったチェックリストをした段階で介護申請をして認定を受けなくても御自分の機能回復をすることができるという判断になった方を事業対象者ということで把握しておりまして、その数が令和2年度の数として73人いるというお話をしたところでございます。

沓澤幸子議員のおっしゃるように、要支援1と2を含めて、それで総合事業対象者というお話になると思いますので、令和2年で言う要支援1につきましては107人、要支援2については114人という形になっておりますので、そうすると、今の221と78で299人というのが総合事業の対象者、現在対象として認定されている人というふうに御理解をいただきたいと思います。失礼しました。73と221で294でございます。訂正させていただきます。

事業対象者が73人、要支援1が107人、要支援2が114人になります。合計で294人ということをお願いいたします。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

12番沓澤議員に申し上げます。

既に質疑の回数が3回を超えております。質疑があれば特別に許可をいたします。簡潔にお願いいたします。

高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 間々田由美君発言〕

○高齢者いきいき課長（間々田由美君） すみません。

1つ回答漏れがございまして、総合事業が始まった段階で人数が減ったというお話について何人ぐらいかということかと思えます。

これが全部事業対象者というところに移ったのかどうかというのは分かりませんが、要支援、平成28年の実績の要支援1、99人、要支援2、130人が、総合事業始まりました29年、要支援1が95人、要支援2が120人ということで、この実績数字だけで言いますと14人の減というふうになっております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ごめんなさい。

3回目の答えていただいたことで、改めて1回目に答えたことを聞き直したいのですけれども、いわゆる、上里町において、先ほど28年と29年の比較をしていただきましたけれども、実は上里町は、27年度と28年度に大きな差が出ているのですね。それは置いておきまして、私が1回目に聞いた質問の内容とすれば、総合事業対象者、いわゆる73人は総合事業しか選べない人ですよ。一方、要支援の1・2の方たちは介護も選べるし総合事業も選べる。この方たちが総合事業と介護保険制度を使っている比率をお聞きしたいのです。それが1回目のときの質問だったのです。

○議長（猪岡 壽君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 間々田由美君発言〕

○高齢者いきいき課長（間々田由美君） 沓澤幸子議員の御質問に御説明申し上げます。

現在その比率につきましては、数字上はちょっと出ているのですけれども持ち合わせはございませんので、また後で回答させていただきたいと思えます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑等ございませんか。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 何点かの質問をさせていただきます。

まず1点目は、この介護保険制度が導入されてからもう20年以上たっているわけですね。第1期から、今回、来年度、令和3年度から8期ということで説明がありました。

恐らく第1期スタート時点で基準になる所得段階の5段階が月二千、正確な数字覚えていないのですけれども、今現在7期が4,850円ですか。だからこの半分ぐらいではなかったかなというふうに記憶しているのですけれども、これが、7期が4,850円ということで、恐らく約倍になっているのだというふうに考えております。

このスタート時点から6期までのアップした金額、要するに、1期が二千何がし、2期が幾らというふうに、6期までちょっと分かったら教えてほしいのが1点と、7期から8期に今度アップするわけのですけれども、トータルで何%アップするのか、これが2点目。

それで3点目は、所得段階のところ、8期までは所得区分が、例えば8期で言いますと、前年の合計所得金額が210万円以上の320万未満というふうに限定されています。7期も6期も全部そうなのですけれども、ただ9期だけが320万以上で上は青天井なのです。例えば、前年合計所得金額が330万の人と1,000万の人を比較した場合、約3倍の開きがあるのですよね。もっと上の人もあるかもしれないのですけれども、これを、要するに町内の人数が405人ということでパーセンテージが4.7%。

先ほど言っているような、何が言いたいかという、8期まではそういった幅を持った所得金額で算定されていると。だけれども9期においては、先ほど言ったように320万以上の上は青天井で、極端な言い方すれば1億の収入がある人でも同じだと。この辺がちょっと、前々から思っていたのですけれども、初めて今日ここで質問するわけなのですけれども、この辺についてちょっと、この3点についてちょっと説明していただけますか。

○議長（猪岡 壽君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 間々田由美君発言〕

○高齢者いきいき課長（間々田由美君） 齊藤崇議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、第7期と第8期の保険料についてどのくらい上昇しているのかということでございますが、第7期が、月額ですが4,850円、第8期4,950円ということで上昇率は2.1%ということになっております。

それと、所得段階別のところの基準所得について、第9段階について上限が今回改正されていることについてということで、7期よりも変更になっているその部分についての御質問かと思いますが、まずこの所得段階別の区分につきましては、介護保険法の施行規則のほうで基準所得金額というのが定めてありまして、保険料を均等に負担いただくために人口の分布を考慮して定めているものでございます。

こちらが厚生労働省のほうで算出をいたしまして、令和3年からの、第8期の場合には6段

階、7段階の区分を120万、7段階、8段階の部分を210万、8段階、9段階の区分を320万ということに定めたところに基づいての設定となっておりますので、7期までが300万だったというふうに先ほどおっしゃっていたかなと思うのですが、この300万を超えた人ということで御理解をいただければいいと思うので、今回9段階も320万を超えた方ということですので、例えば1,000万の方も今までどおり9段階でお支払いをいただくというところでございますので、そこに部分については変わらないというふうに御理解いただきたいと思っております。

それと、第1期から第7期までの上昇の金額というところでございますが、こちらについては、申し訳ございませんが、この年額のほうで比較させていただきます。

第1期と第2期においては300円です。ごめんなさい。第1期が3万900。これ、一応基準額ということですので御理解いただきたいのですが、第1期については3万900円、第2期3万1,200円で300円のアップです。第3期が3万7,200円で、第2期に対し6,000円の上昇でございます。第4期は4万800円で、第3期に比べ3,600円の上昇です。第5期については5万3,100円で、第4期に対して1万2,300円となっています。第6期については5万5,800円、第5期に対して2,700円のアップです。第7期については5万8,200円で、第6期に対して2,400円、今年度につきましては年額5万9,400円で、第7期に対して1,200円の上昇というところでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） ありがとうございます。

私が質問したのが、ちょっと回答がちょっとよく分からないのは、要するに、第9段階、所得が段階9段階が、だから、単純にね、単純に考えた場合に、320万以上の所得の人はもう9段階ですよ。すごい幅があるわけですよ。さっきから言っているように。

だから、その割合がこのトータルの中の4.7%ということなのですからけれども、ぎりぎり320万の人も1,000万の所得の人も2,000万の所得の人も、要するに、9段階が8期で今度上がる分は10万900円ということで、ちょっとその辺が私としては、何でそんなに幅があるのかなというふうなところが疑問として持っているわけなのですよ。

だから、それはごく少数の人なんでしょうけれども、その辺が国で決められたというふうな答弁だったかと思うのですけれども、これは各自治体で変更するというか、考え方を変えるということではできないのかどうかということも考えてもう一度答弁をお願いします。

○議長（猪岡 壽君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 間々田由美君発言〕

○高齢者いきいき課長（間々田由美君） 齊藤崇議員の御質問に御説明申し上げます。

この所得、先ほど、確かに第9段階においては所得に大きな開きがあるのかなというところは想像するところではございますが、それぞれの段階に属する人数の割合に応じてこの基準額の区分を設けるといふことでの設定になっておりますので、この9段階に入る人が例えば5人だとしたときに、その8段階に入る人が10人いればその差額は同じになる、足したときに平均同じように、今期で言うと4,950円を負担したのと同じになるように保険料を設定するというような計算からこの所得、基準所得金額というのを国のほうが全国の市町村の被保険者数の分布割合から各期ごとに設定を変えているというところがございます。

それに基づいて各自治体のほうが、もし、その9段階に属する人がもう少したくさんいるということになった場合には、弾力的にこの段階を10段階、12段階ということ分散することもできるというふうにはなっているところです。ただ上里においては、そこまで高所得者の数が多いというふうな状況はちょっと認められないのかなというところで、国が示す基準の9段階で実施しているところがございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 最後にもう一つ、昨日全協で説明あったの、負担割合の第1号被保険者と第2号被保険者のことなのですが、昨日の全協での説明ですと第2号被保険者が、この円グラフでいくと27%になっているのですけれども、7期で28から27に引き下げたのですよという御説明がありました。

そこで質問したかどうか忘れてしまったのですけれども、今後近い将来に向かって人口動態が考えられるわけです。というのは何かというと、第2号被保険者、要するに生産年齢人口が減少していくということで、この7期で1%割合を下げたわけなのですけれども、これは、将来的にわたって生産年齢人口、その下の若年者数ですか、それも当然少子化で減っていくというふうなことを考えた場合、もうすぐそこに来ているような気がしてしまっているのではないのですけれども、結局、その1号被保険者が、これどんどん上がってくるような気がするのですよね、割合が。そうすると、今後その、要するに第2号被保険者のこの27%というのは、今後どういうふうに町として考えていくのかなと。もうすぐに手がけなければ間に合わないかななどというふうに個人的には思うわけです。この辺について担当課のほうでどのような考えを持っているかお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 間々田由美君発言〕

○高齢者いきいき課長（間々田由美君） 齊藤崇議員の御質問に御説明申し上げます。

確かに生産年齢人口が減っていく中、第1号被保険者の人口は増えていくということは推計がされているところでございます。

その中、介護保険料の50%を負担する被保険者からの負担金である保険料の割合を変更するかどうかというのは、基本は国のほうが定めていただくところというふうに考えます。

齊藤崇議員のおっしゃるように、少なくなっていく人口の人の負担割合を下げるということは、上里町で言えば、上里町にお住まいの第1号被保険者の保険料を今以上に上げていかないと介護保険の運営ができなくなってしまうということにつながっていくことと考えますので、国のほうがどのような試算をして負担割合を今後変更していくのかはちょっと不透明ではありますが、そのときはまた現状を見ながら判断をしていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議席番号12番、日本共産党の沓澤幸子です。

議案第5号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例について、反対の討論を行います。

今回の条例改正は、2021年度から3か年の第8期介護保険計画策定に当たって第1号被保険者の保険料を引き上げる内容です。

基準となる第5階層は年1,200円増の5万9,400円であり、第1階層の年額600円増から、区分ごとに900円、1,100円、1,200円、1,400円、1,600円、1,800円と引き上がり、第9階層は2,000円増となります。標準階層で見ると、月額では100円の引上げとなります。

2000年度からスタートした介護保険制度の上里町の保険料は月額で2,575円でしたが、ほぼ2倍、4,950円となります。この間、保険料は見直しのたびに上がり、一方でサービス利用は、原則1割から2割、3割負担の導入や、介護施設の食事代や居住費の自己負担化が挿入され、低所得者の負担軽減となる補足給付についても預貯金の額により排除を拡大してきました。第8期ではさらに、要支援者に加え要介護者であっても総合事業の対象とすることや、食費の自己負担の引上げが計画されています。

一方で、国民の生活状況は厳しくなるばかりです。

第1号被保険者の生活給である年金は、マクロ経済スライド制により給付額が減り、消費税

は10%に増税され、所得に占める税と社会保険料の負担の割合は44.6%にもなっています。可処分所得が減らされる中での介護保険料の負担は重くなるばかりです。

また、世界的な感染拡大を引き起こしている新型コロナウイルス感染症は、日本の医療・福祉・公衆衛生体制の脆弱さを浮き彫りにすると同時に、人として尊厳ある生活を送るためにはケアに手厚い社会の構築が欠かせないことを気づかせています。こうした国民の願いとかけ離れ、保険あって介護なしの負担に向かっているのではないのでしょうか。

本来、家族介護を解消し介護を社会化していくという目標で立ち上げてきた介護保険制度ではありますが、国の社会保障の削減路線と、介護保険に占める公費負担の割合が少ないためこのような状況が強いられているわけであります。

第8期計画策定に当たって、今後3年間の必要サービス量を計算し、将来の見通しを考えながら、約1億8,300万円の基金のうち7,000万円、38%を取崩し値上げ幅を抑える努力も職員の方はしてきているのだなというふうに推察するところです。介護保険の持続可能性を追求した場合やむを得ない計画として出されているというふうにも考えます。

しかしながら、所得に対する負担が増大する保険料の値上げは高齢者の安心できる生活を奪いかねません。担当課の御苦勞は分かりますが、その下で苦しむのは高齢者でありますので、制度が余りにも悪過ぎる、ここに大きな問題があるということを述べて反対したいと思います。  
○議長（猪岡 壽君） ほかに討論はございませんか。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 町長提出議案第5号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほど説明がありましたように、スタート時点からの月額保険料も約倍ぐらいの保険料となっております。そして、当初の、要するに所得も、ではどうかというと、確かに所得が倍になっているかと言ったらそれはなっていないというふうに認識しております。

しかし、この制度、要するに国がつくったこの介護保険制度というものに対して、先ほど反対討論の中にもありましたが、家族での介護というのが現状ではなかなか困難な生活環境というか社会環境になっております。

これを、ではなくして家族でもって介護ができるかということになるとなかなか難しい面があるかと思えます。これは、矛盾が幾つかありますけれども、これを、要するに継続して、多少の、7期から8期には2.1%のアップということの説明もありました。値上げされることというのは、どなたにおいても余り快いものではございません。しかしこれをなくすということとは、ちょっと考えられない状況下に今あるかと思えます。

よって、私は、これは多少のアップは致し方ないという観点からも賛成という立場で討論いたします。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 反対討論、賛成討論 1 人ずつ出ております。

ほかになければ。

ないですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） これより、議案第 5 号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第 14 町長提出議案第 6 号 上里町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（猪岡 壽君） 日程第14、町長提出議案第 6 号 上里町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第 6 号 上里町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに提案理由でございますが、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布に伴い、関係条例について所要の改正を行いたいので本案を提出するものでございます。

続きまして、概要について御説明申し上げます。

今回の改正は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の介護サービスに係る基準省令」の一部改正に伴い、町が指定権限を有する『「指定居宅介護支援等事

業」、「指定地域密着型サービス」、「指定介護予防支援事業」及び「指定地域密着型介護予防サービス事業」の人員、設備及び運営の基準』の改正を行うものであり、関係条例4本を一括で改正しようとするものでございます。

改正の視点は5つございまして、第1は虐待の防止、第2は業務継続計画の策定、第3は感染症の予防及び蔓延の防止、第4はハラスメント対策の義務化、第5は、書面ではなく電磁的記録による対応を可能とすることでございます。

それでは、これらを踏まえた改正条文の内容について、順に御説明申し上げます。

改正箇所が多くなっておりますので、関連する箇所はまとめて御説明いたします。

まず第1条として、「上里町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例」の一部を改正します。

最初に目次ですが、第33条を追加したことに伴い、第4章の次に第5章を追加します。

続きまして本文についてですが、第2条は基本方針について定めており、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務づけるため、同条に第5項を追加しております。同様の理由により、第20条第6号を改正し、第29条の2を追加しております。

また、情報を活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上を推奨するため、第2条に第6項を追加しております。

第6条は、内容及び手続の説明及び同意について定めており、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業者が作成したケアプランにおける各サービスの割合等を利用者に説明し、理解を得るようにするため、同条第2項を改正しております。

第15条第9号では、指定居宅介護支援の具体的取扱方針について定めており、感染防止の観点から、各種会議等について、テレビ電話等を活用しての実施を認める事項を追加しております。同様の理由により、第23条の2第1号、第29条の2第1号を追加しております。

また、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するといった点検・検証の仕組みを導入するため、同条に第19号の2を追加しております。

第21条は、勤務体制の確保について定めており、事業者にはハラスメント対策に関する責務を踏まえた適切な措置を講ずることを義務づけるため、同条に第4項を追加しております。

第21条の2は、業務継続計画の策定について定めており、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修及び訓練の実施を義務づけるため、新たな規定を設けたものでございます。

第23条の2は、感染症の予防及び蔓延の防止のための措置について定めており、感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備・研修及び訓練の実施を義務づけるため、新たな規定を設けたものでございます。

第24条は、掲示に定めており、運営規程等の重要事項について、事務所での掲示だけでなく、事務所に閲覧可能な形で備え置くこと等で掲示に代えることを可能とするため、第2項を追加しております。

第33条は、電磁的記録について定めており、第1項では、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意等のうち、従来書面で行うものとしてきたものについて、電磁的記録による対応を認めることを新たに規定しております。

また、第2項では、介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について電磁的な対応を認めることを新たに規定しております。

最後に、文言の整理等といたしまして、第2条第4項、第15条第19号、第16条第1項及び第2項、第18条見出し及び柱書き、第28条第3項及び第4項、第29条第1項、第31条第2項第3号を改正しております。

続きまして、第2条として、「上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例」の一部を改正します。

最初に目次についてですが、第203条を追加したことに伴い、第9章第4節の次に第10章を追加しております。

続きまして本文についてですが、第3条は、指定地域密着型サービス事業の一般原則について定めており、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務づけるため、同条第3項を改正しております。同様の理由により、第31条第8号、第55条第8号、第59条の12第10号、第59条の34第9号、第73条第10号、第100条第10号、第122条第7号、第145条第9号、第168条第8号、第186条第9号を改正し、第40条の2を追加しております。

また、情報を活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上を推奨するため、第3条に第4項を追加しております。

第32条は、勤務体制の確保等について定めており、事業者にはハラスメント対策に関する責務を踏まえた適切な措置を講ずることを義務づけるため、同条に第5項を追加しております。同様の理由により、第56条第5項、第59条の13第4項、第123条第4項、第146条第4項、第169条第4項、第187条第5項を追加しております。

第32条の2は、業務継続計画の策定について定めており、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修及び訓練の実施を義務づけるための新たな規定を設けております。

第33条は、衛生管理等について定めており、感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施を義務づけるため、同条に第3項を追加しております。同様の理由により、第59条の16第2項、第171条第2項第3号を改正しております。

また、第33条第3項第1号に、事業所における対策関係について定めており、感染防止の観点から、各種会議等について、テレビ電話等を活用しての実施を認める事項を追加しております。同様の理由により、第39条第1項、第59条の16第2項第1号、第59条の17第1項、第59条の36第1項、第87条、第117条第7項第1号、第138条第6項第1号、第157条第6項第1号、第158条第6項、第171条第2項第1号、第175条第1項第3号、第182条第8項第1号を改正しております。

第34条は、掲示について定めており、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形で備え置くこと等で掲示に代えることを可能とするため、同条に第2項を追加しております。

第47条は、指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等の員数を定めており、地域の実情に応じて、既存の地域資源・地域の人材を活用しながらサービスの実施を可能とするため、同条第2項及び第3項を改正し、同条に第4項から第7項までを追加し、併せて文言を整理しております。同様の理由により、第56条第2項ただし書及び第3項を改正しております。

第57条は、指定夜間対応型訪問介護事業所の地域との連携等について定めており、事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとするため、同条に第2項を追加しております。

第59条は準用について定めており、今回の改正に伴い、準用規定を改正しております。同様に、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条、第202条を改正しております。

第59条の13は、勤務体制の確保について定めており、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を持たない者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務づけるため、同条第3項を改正しております。同様の理由により、第123条第3項、第146条第4項、第169条第3項、第187条第4項を改正しております。

第59条の15は、非常災害対策について定めており、災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととするため、同条に第2項を追加しております。

第66条は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者について定めており、管理者の配置基準について、人材の有効活用を図る観点から、事業所の管理上支障がない場合は、本体施設・事業所の職務と併せて、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することを可能とするため、同条第1項を改正して、併せて文言を整理いたしました。

第82条は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の職員の員数等について定めており、介護老人福祉施設または介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合等において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管理・介護職員の兼務を可能とするため、同条第6項の表を改正しております。

第101条は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の定員の遵守について定めており、過疎地域等において、地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると町が認めた場合に、人員・設備基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わないこととするを踏まえ、この場合には、登録定員及び利用定員を超えることを可能とするため、同条第1項ただし書及び第2項を改正しております。

第110条は、指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員の員数について定めており、1ユニットごとに夜勤1人以上の配置とされている認知症グループホームの夜間・深夜時間帯の職員体制について、安全確保や職員の負担にも留意しつつ、人材の有効活用を図る観点から、3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策を取っていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できることとし、事業所が夜勤職員体制を選択することを可能とするため、同条第1項を改正し、併せて文言の整理を行っております。

また、認知症グループホームについては、地域の実情・特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、サテライト型事業所の基準を創設し、本体事業所との兼務等により、代表者、管理者を配置しないことや、介護支援専門員ではない認知症介護実践者研修を終了した者を計画作成担当者として配置することができるようにするため、同条第9項を改正しております。同様の理由により、第111条第2項を改正しております。

第113条は、指定認知症対応型共同生活介護事業所の設備に関する基準を定めており、経営の安定性の観点から、ユニット数について、「原則1又は2、地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は3」とされているところを、これを「1以上3以下」とするため、同条第1項を改正しております。

第117条は、指定認知症対応型共同生活介護事業所の取扱方針について定めており、業務効率化の観点から、運営推進会議において評価を受ける仕組みを制度化するため、同条第8項を改正しております。

第151条は、指定地域密着型介護老人福祉施設の職員の員数について定めており、配置基準について、人材確保や職員定着の観点から、職員の勤務シフトを組みやすくするなどの取組を推進するため、第151条第1項、第3項、第8項及び第13項を改正しております。

第163条の2は、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の栄養管理について定めており、入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを新たに規定しております。

第163条の3は、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の口腔衛生について定めており、入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うことを新たに規定しております。

第175条は、指定地域密着型介護老人福祉施設の事故発生の防止及び発生時の対応について定めており、事故発生防止のための安全対策の担当者を定めることを義務づけるため、同条に第1項第4号を追加しております。

第180条は、指定地域密着型介護老人福祉施設の設備に関する基準について定めており、1ユニットの定員を現行の「おおむね10人以下」から「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」とし、ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進めるため、同条第1項第1号を改正し、併せて見出しを追加しております。

第203条は、電磁的記録について定めており、第1項では、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意等のうち、従来書面で行うものとしていたものについて、電磁的記録による対応を認めることを新たに規定しております。

また、第2項では、介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、電磁的な対応を認めることを新たに規定しております。

最後に、文言の整理といたしまして、第6条第5項第1号から第8号、第47条第1項、第64条第1項、第65条第2項、第83条第3項、第110条第5項、第121条を改正しております。

続きまして、第3条として、「上里町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例」の一部を改正いたします。

最初に目次についてですが、第34条を追加したことに伴い、第5章の次に第6章を追加いたします。

続きまして本文についてですが、第2条は、基本方針について定めており、虐待の発生また

はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務づけるため、同条に第5項を追加しております。同様の理由により、第18条第6号を改正し、第27条の2を追加しております。

また、情報を活用した計画の作成や事業所単位でのPDC Aサイクルの推進、ケアの質の向上を推奨するため、第2条に第6項を追加しております。

第19条は、勤務体制の確保等について定めており、事業者にはラスメント対策に関する責務を踏まえた適切な措置を講ずることを義務づけるため、同条に第4項を追加しています。

第19条の2は、業務継続計画の策定等について定めており、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修及び訓練の実施を義務づけるため、新たな規定を設けております。

第21条の2は、感染症の予防及び蔓延防止のための措置について定めており、感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施を義務づけるため、新たな規定を設けております。

また、第21条の2第1号に、感染予防の観点から、各種会議等について、テレビ電話等を活用して実施することを認めることとしております。同様の理由により、第27条の2第1号に追加し、第31条第9号を改正しております。

第22条は、掲示について定めており、運営規程等の重要事項について、書面、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形で備え置くこと等で掲示に代えることを可能とするため、同条に第2項を追加しております。

第34条は、電磁的記録について定めており、第1項では、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担の軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意等のうち、従来、書面で行うこととしていたものについて、電磁的記録による対応を認めることを新たに規定しております。

また、第2項では、介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールを解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、電磁的な対応を認めることを新たに規定しております。

最後に、文言の整理等といたしまして、第31条第14号の2を改正しております。

最後に、第4条として、「上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例」の一部を改正します。

最初に、目次についてですが、第91条を追加したことに伴い、第4章の次に第5章を追加しております。

続きまして本文についてですが、第3条は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則について定めており、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務づけるため、同条第3項を改正しております。同様の理由により、第27条第10号、第57条第10号、第80条第7号を改正し、第37条の2を追加しております。

また、情報を活用した計画の作成や事業所単位でのP D C Aサイクルの推進、ケアの質の向上を推奨するため、第3条に第4項を追加しております。

第10条は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者について定めており、管理者の配置基準について、人材の有効活用を図る観点から、事業所の管理上支障がない場合は、本体施設・事業所の職務と併せて、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することを可能とするため、同条第1項を改正しております。

第28条は、勤務体制の確保等について定めており、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、事業者には、介護に直接関わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務づけるため、同条第3項を改正しております。同様の理由により、第81条3項を改正しております。

また、事業者にはハラスメント対策に関する責務を踏まえた適切な措置を講ずることを義務づけるため、第28条に第4項を追加しております。同様の理由により、第81条第4項を追加しております。

第28条の2は、業務継続計画の策定について定めており、感染症や災害の発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修及び訓練の実施を義務づけるため、新たな規定を設けております。

第30条は、非常災害対策について定めており、災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととするため、同条に第2項を追加しております。

第31条は、衛生管理等について定めており、事業者には、感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を求める観点から、指針の整備、研修の実施、訓練等の実施を義務づけるため、同条第2項を改正し、併せて文言の整理を行っております。

また、第31条第2項第1号に、事業所における対策会議について定めており、感染防止の観点から、各種会議等について、テレビ電話等を活用しての実施を認めることとしております。同様の理由により、第39条第1項、第49条、第78条第3項第1号を改正しております。

第32条は、掲示について定めており、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけ

でなく、事業所に閲覧可能な形で備え置くことで掲示等に代えることを可能とするため、同条に第2項を追加しております。

第44条は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の職員の員数等について定めており、介護老人福祉施設または介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合等において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管理者・介護職員の兼務を可能とするため、第44条第6項の表を改正しております。

第58条は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の定員の遵守について定めております。地域の実情により、事業所の効率的運営に必要であると町が認めた場合に、人員・設備基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わないこととするを踏まえ、この場合には、登録定員及び利用定員を超えることを可能とするため、同条第2項を改正しております。

第65条は、準用について定めており、今回の改正に伴い、準用規定を改正しています。同様に、第86条を改正しております。

第71条は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の職員の員数について定めており、1ユニットごとに夜勤1人以上の配置とされているグループホームの夜間・深夜時間帯の職員体制について、安全確保や職員の負担にも留意しつつ、人材の有効活用を図る観点から、3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策を取っていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できることとし、事業所が夜勤職員体制を選択することを可能とするため、同条第1項を改正しております。

また、本体事業所との兼務等により、代表者、管理者を配置しないことや、介護支援専門員ではない認知症介護実践者研修を修了した者を計画作成担当者として配置することができるようにするため、第71条に第9項を追加しております。同様の理由により、第72条第2項を追加しております。

第74条は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の設備に関する基準について定めており、経営の安定性の観点から、ユニット数について、「原則1又は2、地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は3」とされているところを、「1以上3以下」とするため、同条第1項を改正しております。

第87条は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の基本取扱方針について定めており、業務効率化の観点から、運営推進会議において評価を受ける仕組みを制度化するため、同条第2項を改正しております。

第91条は、電磁的記録について定めており、第1項では、利用者の利便性向上や介護サービ

事業者の負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意等のうち、従来、書面で行うものとしていたものについて、電磁的記録による対応を認めることを新たに規定しております。

第2項では、介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、電磁的な対応を認めることを新たに規定しております。

最後に、文言の整理として、第8条第1項、第9条第2項、第44条第7項、第71条第5項、第79条を改正しております。

最後に附則についてですが、第1条で施行期日を定めており、令和3年4月1日から施行するものとしております。ただし、第1条「上里町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例」中、第15条第19号の2の規定については、同年10月1日から施行するものとしております。

第2条から第5条では、虐待の防止、業務継続計画の策定、感染症の予防及び蔓延の防止のための措置及び認知症基礎研修の受講に関する義務の経過措置を定めており、令和6年3月31日までは努力義務としております。

第6条では、入居定員が10人を超えるユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における職員の配置義務の経過措置を定めており、当分の間は、実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとしております。

第7条では、本条例の施行の際、現に存する建物の居室等で一定の要件を満たす場合は従前の例によるものとしております。

第8条及び第9条は、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の状態に応じた計画的な栄養管理及び口腔衛生の管理義務の経過措置を定めており、令和6年3月31日までは努力義務としております。

第10条は、指定地域密着型介護老人福祉施設の事故発生防止を担当する職員の配置義務の経過措置を定めており、令和3年9月30日までは努力義務としております。

第11条は、指定地域密着型介護老人福祉施設の感染症予防における訓練の実施義務の経過措置を定めており、令和6年3月31日までは努力義務としております。

以上で、上里町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 何点か質問させていただきます。

まずは細かいことにはなりますが、第110条第1項のただし書のところで、今までは、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではないとしていたところを、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の容体や希望等により、特に必要と認められる場合は一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。なお、災害というふうが続くわけなので、この、やむを得ない場合の判断基準だとか、あと、一定、一時的にというその一時的の範囲。災害だと非常に分かりやすいですね。災害、一時的に避難するとかそういう意味で、その辺が曖昧になると、やはり利用者側にも負担が行きますし介護従事者側にも負担が行きますので、その辺をお尋ねしたいと思います。

それと、110条の第1項中の、やはりただし書のところなので、この、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従事者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができるというここは、今までは何人以上となっていたところが、そういう規定がなかったのかどうか。これ、ただしは、新たに加わる部分でありますので、その辺についてお尋ねしたいと思います。

それと、第151条第1項の、ここもただし書ですけれども、いわゆる、入所者の処遇に支障がないときには栄養士または栄養管理士を置かないことができるというふうになるわけなので、この第163条の2で、指定地域密着型老人福祉施設は入所者の栄養状態の維持及び改善を図り自立した日常生活を営むことができるというふうに、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならないという規定と矛盾していないかどうか。

また、この151条第1項は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であってとなっていますけれども、ここの兼ね合いでどうなのかお聞きしたいと思います。

あと、第180条なので、これ、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の定員だと思のですが、おおむね10人以下としなければならないという原則を変えて、おおむね10人以下とし、15人を超えてはいけないという、超えないものとするというふうな形になるわけなので、やはりコロナ禍で密接・密集を避けるとかそういう関係で、おおむね10人という規定自体が非常に曖昧なところに来て、15人を超えないものとするというふうになりますと、15人まではよしとするというふうに、逆に後退するのかなというふうに思ったりしますが、実際現状としては、おおむね10人以下がどのぐらいの現状になっていて、例えば、

おおむねがかなり緩やかに運用されていてこの規定をしなければいけなかったのだということなのかどうか。その辺についてお尋ねしたいと思います。

あと、私もちょっと調べきれなかった部分なのですが、第72条第1項のサテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における部分ですけれども、1または2を、1以上3以下、1以上ということとは1は含まないということですよ。だから、1以上なのだから2か。何かここら辺が、これを変えることによって、今よりも介護従事者にとってよい内容になるのならいいのですけれども、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 暫時休憩いたします。再開は1時30分からとします。

午前11時55分休憩

---

午後1時30分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行します。

高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 間々田由美君発言〕

○高齢者いきいき課長（間々田由美君） それでは、沓澤幸子議員の御質問に順番にお答えしたいと思います。

まず、101条にあるただし書の中に、一時的またはやむを得ないということでの記載がある内容についての御質問かと思えます。

現在、小規模多機能型居宅介護事業所については、ここにもありますように、通いであったり宿泊であったりということでサービスを提供しているところがございますが、ケアマネさんからの御意見の中でも、緊急でショートステイを使いたいというところの中、なかなか入れないので困っているというお話があります。それはなぜかという定員が決まっておりますので、定員を超えての受入れができないというのが一番大きいところかと思えます。

ただ、こちらのただし書にあるように、一時的にどうしてもお家で介護することができないので、施設のほうでお願いしたいという状況が生じた場合に、恒常的に預かるということは難しいけれども、その預かっていただきたいことの状態が解消されるころにおいては、やむを得ないものとして受け入れることができるというふうに今回の改正でなったというふうに御理解いただければと思います。ですので、そのときにはケアマネさん、施設側と、あとは利用者、利用者の御家族ということでの協議の上決定していくこととなりますというふうに考えておりますのでよろしくお願いします。

続きまして、110条、従業員の員数のところですね。

ただし書において緩和された部分が今回改正なのですけれども、今までの状態はどうかというところの御質問かと思えます。

こちらにつきましては、改正後の新旧対照表中ほどの、以下この項について同じと下線があるところの2行上のところに記載がありますように、3またはその端数を増すごとに1以上とする。夜間の場合については1以上ということで記載がございますので、今までの基準はそちらによって定められているというところがございます。

次の151条の改正の中で管理栄養士が追加になって、1項のただし書の中で、入所者の処遇に支障がないときは置かないことができるということができる規定が追加されたところがございます。

その中、163条の2というところで栄養管理の事項が追加されたわけではありますが、計画的に行わなければいけないのにも関わらず置かないことができるというのには矛盾があるのではないかというところかと思えます。

こちらの場合、入所者に支障が、処遇に支障がないときというふうにこれが限定されているところだと思うのですけれども、栄養管理を計画的に行うということなので、常時、栄養士もしくは管理栄養士がいなくとも一定期間のメニューを、栄養管理の計画書等が作成されていて、かつ、それによって入所者に支障がないというふうな判断ができた場合には置かないこともできるということです。置かないことができるのが優先ではなく、入所者の状態をよく判断した上で施設ごとに対応するということになっているかというふうに思いますので、矛盾のようにも見えますけれども、これは原則、まず計画的に行うということのほうが優先に考えていただいた中、もし置かないということがあるならば処遇に支障はないというときというふうに御判断いただきたいと思えます。

180条にあるユニットの入所定員についてです。

改正前についてはおおむね10人以下、改正後、おおむね10人以下とし15人を超えないものとするというところで、今までよりは多くの人を入所するような形になってしまうのではないかという御指摘かと思えます。

このおおむねというのは、受入れ側が、例えば12人だとしてもおおむね10人ですと言えばオーケーという形になります。おおむねの概念はそれを適用する側によって定めることができるというふうになっておりますので、11人なのにおおむね10人という場合もあれば13人でもおおむね10人という場合もあるというふうに解釈ができるわけです。

そうすると、もしかしたら、この15人を超えた中で、施設側とすれば、これをおおむね10人ですと言っているとするならば、それはちょっと多過ぎるのではないかということで、当然15人も1つのユニットの中にいるというのは、当然、議員もおっしゃるように密な状態になってしまいますので、上限を15という中でおおむね10人というのを今までと同様に適用させるとい

うところの中の改正ということでございます。

あと追加で、その部分について、老人福祉施設ですね、今、現状どんなようでしょうかというところかと思いますが、こちらについての規定は、地域密着型ということで、町のほうが指定する事業所についての条例の基準でございますので、町が指定する介護老人福祉施設については現在ございませんので、状況のほうは把握しかねるところでございます。

続いて、74条ですね。

こちら、認知症対応型共同生活介護事業所についての設置の数のことなのですけれども、今までは、共同生活住居の数を1または2としていたところを、1以上3以下というふうに改正なのですが、こちらはサテライト型の介護事業所も設置ができるというふうに、今回追加になったところでございます。

この下線のところ、サテライト型ということで括弧で記載があるところをお読みいただくと、そこに、サテライト型にあっては1または2というふうな基準になっています。今までの1または2のままですと、もし2の共用生活住居を有していた事業所においては新規設置ができるサテライト型事業所を設置することができない形になってしまいますので、サテライト型事業所も同一の事業所が設置する場合にあっては、2プラス1ということで3まではできるということになりますので、1以上3以下というところの改正というふうに御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ありがとうございます。

よく分かったのですけれども、この101条第1項でありますけれども、ケアマネージャーさんだとすると、利用者の要望に応えるために、小規模多機能型に問合せをしたときに、いわゆるマンドな状態ということが多くてお困りになって、利便性というのでしょうか利用を本当に求めているとき、一時的でも預かったもらえる対応を探ることなのだと思うのですけれども、そのことを強いていくと、やはり過密だったり、そこに仕事をする従業員の立場にしてみると加重労働。だから、しかしながら一時的にも預かってあげなければいけないとか、利用をさせてあげたいとかいう、その、介護の現場の優しい思いやりとかもあるのだと思うのですけれども、そういうところがなし崩しになってしまわないかなということを考えるのですけれども、そのことについてちょっとお聞きしたいと思います。

それと、栄養士さんのところ、151条と163条の関係ですけれども、常にいなくてもという、

入所者の処遇に支障がないという判断は誰がするかというやはり管理者側になるのかなというふうに思うのです。だから、利用者側であったりそこに勤務している従業者の立場に立つと、やはり介護の状態、そしゃくだとか嚙下とかいろいろな状態に応じて、本当に神経を使って、物を詰まらせて亡くなったりとかそういうこともあるわけですから、神経を使っていかなければいけない仕事で、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければいけない。これは行うことが原則で、行わないこともできるのですよということをおっしゃられましたけれども、事業者側の裁量に任されてしまわないかどうかということについての懸念はどのようにお考えなのか。その点についてお聞きします。

それと180条のユニット型のところなのですが、やはりここもおおむね10人というのは、本来で言えば、保育園でも125%、定員の125%という決まりがあるわけですね。放課後児童保育もそうですけれども、やはり曖昧にしておく、しておくことによって、いわゆる希望者が多いわけですよ。利用したいという人が多くて、そこを曖昧なところで、やはり従業者の負担増だとか利用する人たちの、やはりストレス増えると思うのですよ。10人と15人では。

そこが、おおむね10人というのが限りなく認められるかどうかというのが微妙なところで、15人というのは1.5倍じゃないですか。だからその辺は、この人数というのは、国がこのぐらいを認めるという方針の下に出ているものなのか。だとすれば、かなりなし崩し的ではないかなというふうに思うのですけれどもお尋ねします。

○議長（猪岡 壽君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 間々田由美君発言〕

○高齢者いきいき課長（間々田由美君） 沓澤幸子議員の御質問にお答え申し上げます。

101条において、一時的にでも預かるということが、そのときにおいては必要なので、もし預かる、宿泊するというような状況になったときに、それが常に、一時的であったりとかやむを得ないということになって、定員のその規定がなし崩しにならないのかということの御質問でよろしいでしょうか。

基本の定員というのは決まっておりますので、そこに空き部屋があるとか空きのベッドがあるのかとか、そういうところも全体を加味しなければお預かりするということもできないかと思えますし、職員の配置においても、1人で見える人数というのもユニット型であると一定数決まっておりますので、それは施設ごとでありますけれども、それを超えて対応ができるのかということも、全部総合的に勘案した中で、今回は一時的にお預かりするなりということの判断になってくるかと思えますので、そこは、預かれば一定数の料金が発生して、施設のほうにお金が入るという観点からするとそういった御心配もあろうかとも思いますが、実際預かる上においては適正なサービスを提供することが優先でありますので、そこは、判断とし

て間違うことがないようにやっていっていただければというふうに思います。

この基準を定めるということは、実施指導として保険者が各施設へ行くときには、その部分についてもきちんと調査・指導をして、適正な運用をしていただくようにするためにもこの条例に定めることになっておりますので、その中で適正な運営がされているのかは確認をしていけばというふうに思っております。

それと、実際は置かなければいけないのに置かないこともできるということに対してのその部分、同じ151条の同じところに必要な職種というの規定がありまして、まず第1として医師、生活相談員、介護職員、あと看護師とか機能訓練指導員という形で、置かなければいけない人の職員の職種が書いてございます。1番目に医師とあるのは、入所者に対して健康管理、療養上の指導を行うことが求められていて医師を配置するというふうになっていると思いますので、この栄養士を置かない、置くにつきまして、入所者に支障がないかどうかはその中でも判断をしていただけたらと思いますので、これについても適正に運用はしていただけるものというふうに考えております。

それと、おおむね10人のところについてですね。

ここについては、確かに、ただ施設ごとに定員をきちんと定めた中で運営事業を行っておりますので、保育所のところを例に挙げていただきましたけれども、受入れ枠の定員はそれぞれきちんと定めた中で募集を図っていくというふうに考えておりますので、おおむね10人なので、おおむね10人を、この施設として預かりますよということでの情報の公開はしていないと思いますので、各施設10人とか12人ということできちんと定数を示した中での運営をしているかと考えますので、ここのおおむねについての基準について、適正な対応ができないということはない、かつ15人になって密にもなるような、実際の基準の中で、1人当たりの共有スペースの基準があるかちょっと私もそこは、こちらのほう、施設のほう、まだちょっと不勉強で申し訳ないのですが、保育所等におければ1人当たりの面積というのがきちんと決まっておりますので、その範囲の中、受け入れられる定員が決まってくるというふうにも考えますので、こちらについても施設のきちんとした基準の中で受入れ枠が決まり、それが適正に運営されるというふうに考えておりますので、そういったところで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第6号 上里町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ◎日程第15 町長提出議案第7号 上里町公の施設の指定管理者の指定について

○議長（猪岡 壽君） 日程第15、町長提出議案第7号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第7号 上里町公の施設の指定管理者の指定について提案説明を申し上げます。

初めに提案理由でございますが、上里町総合文化センターについて指定管理者による管理を実施するため、指定管理者を指定したいので本案を提出するものでございます。

続いて、議案の概要につきまして御説明申し上げます。

初めに、上里町総合文化センターについてでございますが、当該施設については平成30年4月から3年間を指定期間として指定管理者による管理運営を行っており、本年3月末で指定期間満了を迎えることになります。

引き続き指定管理者による継続的で安定的な管理運営を図るため、指定期間を「上里町指定管理者制度導入指針」に基づき3年間とし、改めて令和3年度から令和5年度までの指定管理者の指定を行うものでございます。

候補者については、町が出資しております一般財団法人上里町文化振興協会を選定いたしました。

当該法人は、平成26年4月より一般財団法人に移行し、町の文化振興を担う公的団体として活動を展開しており、これまでの管理運営実績に加え、「一般財団法人上里町文化振興協会・行動計画」に基づき、積極的な事業の推進を行っております。当該法人の持つ文化団体や文化人とのつながりは、町と町民が協働した文化活動を推進する上には不可欠であります。

以上の理由により、施設の性格、規模、機能を考慮し、設置目的を効果的に達成するため地

域活力を利用した管理を行うことで事業効果が期待できることから、「上里町公の施設に係る指定管理者の事務等に関する条例」第5条第1項の規定により、公募によらない指定管理者の候補者選定方法を採用し、一般財団法人上里町文化振興協会を候補者として選定いたしました。

以上で、上里町公の施設の指定管理者の指定について提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） ちょっとお聞きしたいと思います。

公募によらない5名ということでありますけれども、この年齢の構成をちょっとお聞きしたいと思うのです。または性別、男性か女性、どういう割合で選定しているかということをお聞きしたいと思うのです。

なぜかという、失礼なのですが、私も高齢者なのですけれども、やはり、もっとこういう若い青年を1名ぐらい、または女性を入れて新しい風を入れていくのも1つかなと思うのですけれども、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 豊田貴志君発言〕

○総合政策課長（豊田貴志君） ただいまの高橋勝利議員の御質問に説明させていただきます。

こちらの、選定の携わったメンバーということの御質問でよろしいですか。

こちらにつきましては、公募ということで御説明させていただきましたが、こちら、町のほうで選考委員を選出させていただいております。メンバーといたしましては5名でございますが、山下町長、江原副町長、埴岡教育長、総務課長、総合政策課長の以上5名でございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） そうすると一般人はいないということですね。私はそういう意味で一般人を1人ぐらいと思ったのですけれども、これですと行くということによろしいのでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 豊田貴志君発言〕

○総合政策課長（豊田貴志君） 御意見ありがとうございます。

こちら、今申し上げた5名ということでございます。

議員の御意見というところの中で、一般の方、民間の方ということをお入れになったらというお話もあります。

今後、よりよい指定管理者制度ということを追求していくためには、外部から選任ということも、必要性ということも、これは検討をする必要はあるのかなというふうには理解しております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 指定管理者の指定ということで、当然、あの規模の館でありますと、収支等とも考えて一般で手挙げる方は、まずいないだろうと思われるので順当な御指定かなと思うのですね。

ただ、これ毎回指定管理の、このワープの指定管理のところに出るお話なのですが、そもそも、間違っていたらごめんなさいね。私が理事でお世話になっているときは、町長が理事長、副町長が常務理事、総合政策課長が事務局長という形だったかなと思うのですね。そういう形が今も変わっていないとするならば、これ、町と表裏一体な関係である団体であって、その財団の役職員である方3人がそもそもこの選定の会議のメンバーだというのはちょっとまずいなというのが1点ですね。

役職員、5人のうち役職員が3人入っていると、いや、もうそもそもそれで過半数、という話なのでこれはまずまずいですよ。まずこの辺どのようにお考えなのかということが1点。

全員協議会の中でも同僚議員から意見が出ましたが、ワープ上里については、コミュニティセンター、中央公民館と統合していこうという形、方向でしたよね。2年後ぐらいということでタイムスケジュールはあったのですが、その中で3年の指定管理。これは、指定管理の期間とすればやむを得ないのかなと思うのですが、もしそうなってくると、中央公民館、コミュニティセンター、ワープ上里を統合するとなるとどうなのですか。指定管理という形は余り芳しくないのかなと思うわけでありまして。ちょっと複雑になってしまうのですけれどもね。

中央公民館は、これ教育委員会で、コミュニティセンターは町長部局ということで、いろいろあるのですが、ワープ上里、そもそも、もう町の直営でもいいのではないのかという、前、話もさせていただいたことがあります。何が障害になっているかという職員さんの処遇のかなど。採用したときの条件ということで。それならば、現在の職員さんを町の職員として受

け入れた上で直営というやり方もありなのかなと思うのです。

そもそもあそこ、当然のごとくプロパー職員さんがいるわけですから、そこには異動も何もないわけですね。その中で毎回新しいことを求めていっても、それは正直難しいと思います。町の1つのセクションにすることによって人事の異動も、人事異動も行って、新しい考え方だとかって取り入れていくのも1つだと思うのです。この統合するのを機会にね。

これ3年前にも恐らくこのような話していると思いますので、恐らくそこは総合政策課長のほうで議事録を調べて、こういった質問にも答えられるような用意をされていると思いますが、その辺については検討されたのかどうなのか。

大きく2点の質問になりますけれどもよろしくお願ひいたします。

○議長（猪岡 壽君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 豊田貴志君発言〕

○総合政策課長（豊田貴志君） 納谷議員の御質問、2点ということで、まず1点目、委員とその協会の役職、重任しているのではないかというところの御指摘かと思ひます。

現在の体制申し上げますと、町長、副町長のほうは議員の御理解のとおり協会のほうの役職も兼任をしております。しかしながら事務局長につきましては、総合政策課の課長補佐兼係長ということで、現在は課長が事務局長ということではなっておりませんということをお含み御理解いただきたいと思ひます。

今回は、当然町が全額出資させていただいている協会ということもござひます。さきに提案理由でも申し上げましたように、今回、その協会の持つ文化団体ですとか文化人とのつながりというところ、その部分が町としても非常に重要な資源だというふうにつまえております。町と町民が協働した文化活動を推進していくために、この協会に引き続き指定管理を行っていただきたいということで選定をさせていただいた趣旨には変わりありませんということをお含みおきいただきたいと思ひます。

2点目につきまして、中央公民館、あとコミュニティセンターというところの部分、計画改修・複合化ということで個別施設計画にも規定されておるわけござひます。しかしながら、こちら計画の内容で申し上げますと、まずは総合文化センターの延べ床面積を維持をするということをお基本として計画改修・複合化というのを進めていくという考え方を整理させていただいております。当然ながら、中央公民館、コミュニティセンターの機能をどのようにこの中に含めていけるのかというところは引き続き検討が必要なわけござひます。

議員の御発案のその直営の直営方式にしてもいいのではないかという部分につきましては、こういった機能を含めていくというのをどのようにしたらいいのかというところも、まだまだこちら整理をしている過程ござひますので、今、御指摘いただいた部分を含めて、総合的に

整理をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございますか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 指定管理を財団が行うということは全くもって、これはいいことなのです。いいというか、これしか選択肢がないとは思うのですけれども。

以前よりそのワープの話が出たとき、あの館を町が買い取ったときからですよ。どうなのだと行ったときに何がネックかと言ったらプロパー職員の処遇だけがネックだということがずっと出ていまして、これ何回となく、この更新のたびに出ているわけですよ。

なので、その辺を解消しないと、問題をです、先送りして、一番先送りするのは、退職するまで時間かければいいではないかという話なのですけれども、そうは言っていられないところなので、そろそろプロパー職員さんの処遇を含めて考えていく必要があると。

それに一番ちょうどいいのは、今回のコミュニティセンター、中央公民館との統合・複合化の機会だと思っているのです。これを逃すとまたちょっと難しいのかなと思っていますので、これ非常に、もちろん、今度職員さんの個々の問題に、個別なところに入っていくわけなので非常に難しいのですけれども、やはりここで検討しないと、このまままたずるずる行ってしまう気がしますので、私は、町と、町の職員に準ずるということで最初に採用させていただいているわけですから、この際、町で、何らかの形で受け入れるしかないのかなと思っています。プラス、ずっとプロパーでやってきてそれはそれでいいのかもしれませんが、やはりある程度異動があることによって、新しいこの考え方だとかそういうものが入っていったほうがより、ワープ上里自体、また事業が活性化すると思いますがその辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 豊田貴志君発言〕

○総合政策課長（豊田貴志君） 納谷議員の御質問について説明させていただきます。

やはり、議員おっしゃるように、今後を考えますと、当然、職員の処遇ということは、当然町としても、出資団体ということで申し上げますと、その部分につきましては、当然ながらそういった検討は必要なのかなということでは認識しております。

その部分で、今いただいた御意見も踏まえて、まずは、今回提案させていただいた指定管理期間ということは3年間をお願いをさせていただきたいと思いますが、その流れの中で、こちらのほうも引き続き検討をしていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第7号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第16 町長提出議案第8号 上里町町道路線の廃止について

◎日程第17 町長提出議案第9号 上里町町道路線の認定について

○議長（猪岡 壽君） 日程第16、町長提出議案第8号 上里町町道路線の廃止についての件、日程第17、町長提出議案第9号 上里町町道路線の認定についての件、以上の2件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

なお、議案第8号及び第9号の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第8号 上里町町道路線の廃止について提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、現在、道路形状がなく、払下げ予定があるため、町道路線の廃止を致したく本案を提出するものでございます。

具体的には、お手元に配付いたしました廃止路線調書のとおり2路線でございます。

うち、町道1142号線は道路形状がなく、行き止まり道路になっており、その地先の土地所有者に払下げを予定しております。

また、町道2195号線は、道路形状のない一部区間について、その地先である土地所有者に払下げを予定しており、残りの区間につきましては再認定することといたします。

次に、議案第9号 上里町町道路線の認定について提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、町道廃止に伴う再認定及び道路用地の寄附採納により、町道路線の認定をいたしたく本案を提出するものでございます。

具体的には、お手元に配付いたしました認定路線調書のとおり5路線でございます。

まず、町道2520号線及び町道2521号線につきましては、町道2195号線の廃止に伴い再認定を行うものでございます。

また、他3路線につきましては、宅地造成に伴う位置指定道路の帰属によるものでございます。

以上、上里町町道路線の廃止及び認定についての提案説明といたします。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 議案第9号の上里町町道路線の認定についてということで、提案理由の中に道路用地の寄附採納等ということでもありますけれども、寄附採納のその内容についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 植原議員の御質問に説明いたします。

寄附採納の内容につきましては、先ほど副町長から御説明ありましたとおり、宅地造成に伴う位置指定道路の寄附採納でございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 全協のときに道路用地の寄附採納に関連して、土地開発に伴うものもあるというような説明を受けたような気がします。

これまでに、この寄附採納のことについて、関連しての質問になりますけれども、住宅建設会社が町内の土地を取得して住宅を建設して、その付近の道路を公衆用道路として町に寄附採納したケースがあります。そのケースの中に、付近に住んでいた住民の方が寄附採納を町にした公衆用道路の延長線に住宅建設会社が所有する道路があります。この道路は砂利道で、雨が降ると穴の空いたところがぬかるみになって、地元の住民の方は非常に大変な思いをしている

ところでありますけれども、この道路は住宅建設会社が以前の所有者から買い受けたときに永代通行権が認められておりまして、この公衆用道路を現在も使用している状況にあります。何か私の聞いたところによりますと、町内には同様なケースがこの場所以外にも2か所ぐらいあるようです。

したがいまして、町が寄附採納を受ける場合、このようなこと、住民が困るようなことがないように十分な、また、的確な行政指導を今後においては必要ですのでしていただけますかという質問であります。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 植原議員の御質問に説明いたします。

以前から、植原議員から御相談いただいている案件のことと理解いたしますが、そちらの件と、ほかにも同様の、現在、開発によってその道路への隣接の件だとかでちょっとお困りの方いらっしゃることは把握しております。そういった方とお話をして、今後そういった件については、町のほうでもその課題を解決できるように、その建設会社だとかと協議等を行ってまいりたいなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございません。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 道路認定のほうでのお話なのですが、ちょっと本質とはずれてしまうのですが、道路の規格に沿って両側側溝をつけて、5メートルないし6メートル、その幅員は道路の延長とか、両方抜けていくのでいろいろ変わってくるのでしょうかけれども側溝がつくわけですよ。

町道となる認定する道路の側溝があったとして、その先が、いわゆる排水組合等につながっている場合に、この側溝に流すのにもその排水組合の加入等があるという話をよく、開発業者から、あの辺の開発関係はおかしいのではないのかというお話を伺うのですが、この辺、これ道路だからという話になってくるのですけれども、恐らくこれ、また絡んでくるのではないかと思うのですね、排水組合の区域内にあるところあるからね。

その辺の線引きってどうなのですかね。道路認定することによって町道になる、町の側溝になる、でも、流出先が排水組合とかになったときに。明確な取扱いができるのですか、してあるのですか。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 納谷議員の御質問に対し説明をさせていただきます。

開発については開発申請を受けて、こちらのほうでその辺の確認を行っておりますので、ちょっとすみません、今回の案件、今ここで、それが大丈夫なのかどうかというところはちょっと御説明できないところなのですが、基本的には、認定については上里町の私道寄附採納要綱に基づいて町のほうで寄附を受けているところがございますので、その目的としては、生活関連道路網の充実を図って、もって、町民生活の向上に寄与することを目的とするということを受けておりますので、そういったことで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第8号 上里町町道路線の廃止についての件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

これより、議案第9号 上里町町道路線の認定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第18 町長提出議案第10号 財産の取得について

○議長（猪岡 壽君） 日程第18、町長提出議案第10号 財産の取得についての件を議題いたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第10号 財産の取得について提案説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、児玉都市計画緑地第1号上里町烏川・神流川総合運動公園（上里ゴルフ場）整備に係る上里ゴルフ場用地を取得いたしたく、本案を提出するものでございます。

次に、概要について御説明申し上げます。

上里ゴルフ場は、昭和61年9月30日、児玉都市計画緑地として都市計画決定された上里町烏川・神流川総合運動公園内に位置しております。

平成21年4月にそれまでのゴルフ場施設管理者であった埼玉県企業局から上里町に施設が譲渡されたことを受けて、町が施設を管理してまいりました。

これが都市計画決定された都市公園施設であり、権限の取得が原則であることから、県知事の認可を受けて用地を取得するものでございます。

取得しようとする財産といたしましては、上里町大字黛字両社西219番の外31筆の上里ゴルフ場内でございます。

地籍につきましては、1万1,519平方メートルでございます。

取得財産の価格は1,025万1,910円でございます。

契約件数は1件。契約人数は1人であります。

詳細につきましてはお手元に配付いたしました別記一覧表のとおりとなっております。

以上をもちまして、財産の取得についての提案説明といたします。

慎重ご審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 11番納谷です。

ちょっと、すみません。聞き漏らしてしまったかもしれないのですが、32筆、全てコースのほうでよろしいのですかね。それとも、ちょっと、所在の地番も飛んでしまっているのか、地目が畑なのでコースだと思うのですが、クラブハウスや駐車場の部分があるのかなのか。

それと、コースのほうだとするならば、この場合、取得をしたことによって用地の取得率、

面積ベースでどのぐらいになるのか教えていただきたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 納谷議員の御質問に対して説明させていただきます。

今回取得させていただく土地についてはコースの部分になります。

そして、用地買収の進捗状況でございますが、現在、現時点では35%となっております。今回こちらのほう新たに取得させていただきますと、約39%となる予定でございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑等ございますか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ただいま面積ベースについて説明があったわけですが、今回32筆がお一人ということであります。

地権者の面から見ますと何人の地権者で何筆ぐらい残っているのかお尋ねできますか。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 沓澤議員の御質問に対し説明させていただきます。

現在、借地の対象地権者については、現時点で83名でございます。ちょっと筆数については今手持ちの資料がないのでちょっと御説明できない状況なのですけれども、面積としては31万1,124.71平方メートルでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 今、同僚議員から何点か質問あった中で、取得率が、コースでしょうけれども、合計で39%ということで、単純に残りが約60%ぐらいあるわけですが、私が一番心配するのは、これから少子・高齢化もそうですけれども、人口減少が甚だしく進むわけです。ゴルフ人口も当然少なくなっていくわけですが、今現在、現状は多少のプラスというか利益が上がっているようには見受けるのですけれども、この先10年、15年、20年と見た場合に、これを全部取得、あと残りの61%ですか、する考えがあるのか、それとも、将来見越して、この用地取得をどのように考えていったら一番いいのかなというふうなことが、町として何らかの考えを持っているのではないかなというふうに思うのですよ。となったときに、地

権者が、61%の地権者がまだ借地があるわけですけれども、これに対する考え方というのは、地権者も売る希望があるのか、それとも、先祖が残してくれた土地だから簡単には売却というか手放せないよという考え方の人が多いのかどうか。その辺、総合的に今後の見解をちょっと聞きたいなと思うのですけれども。よろしくお願いします。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 齊藤議員の御質問に対し説明させていただきます。

ゴルフ場、今後のちょっと見通しということで説明をさせていただきます。

ゴルフ場の地権者とは平成31年4月1日に5年間の借地契約を継続しているところでございます。今回のように地権者から買取りの希望の申出があった場合は買収していく予定でございます。

また、ゴルフ場の管理運営を安定的に行うためにも、全ての土地を取得することが最終目標となりますので、ゴルフ場の運営状況に注視しながら用地取得に努めてまいりたいと考えております。

それと、先ほど沓澤議員から御質問あった件で残りの筆数ということで、今把握しておりますのが701筆、残りございます。追加での御説明になり申し訳ありません。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） ありがとうございます。

それで、もうちょっと詳しく突っ込んで聞きたいのですけれども、残りの、今39%の残りが61ですよ。これを、今の説明ですと、全て買い取っていく方向だというふうな説明だったと思うのですけれども、将来そういうふうな形で全面、町の取得物になるというふうな考えなのでしょうけれども、いずれにしても、これ、売買契約というか相手があることですから、先ほど言ったように、どうしても手放したくないよというふうな方も中には、いろいろな考え方持っている人もいますから、そうするとこれは長期戦になるなというふうに思うわけですね。

その取得とは直接関係ないですけれども、先ほど言ったようにゴルフ人口の減少ということになると収支の問題がかなり大きく絡んでくるわけですね。そういった場合に費用対効果、仮に全部買い上げたということになった場合に、町としては、ゴルフ人口の減少に伴った、要するに収入の見込みは大幅に減少したりなんかするということも考えられないわけでもないわけですね。そうなったときのことの対策というか、何か有効利用にするとかそういうふうな構

想はあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 齊藤議員の御質問に説明させていただきます。

今現時点であそこのゴルフ場をほかの方法で活用するだとかという考えは、今のところはありませぬ。

あとは、今ゴルフ人口が減少しているという中ではございますが、上里ゴルフ場につきましては、管理運営事業者であるさいたまリバーフロンティアからの報告によりますと、昨年度につきましては利用者数が過去最高の5万人を超えるなどの業績であり、好調であると伺っているところでございます。

今年度につきましては、新型コロナウイルスの感染症の影響は避けられない状況ではございますけれども、そういった感染防止対策を徹底しながら今後も運営をしていくということでございます。

また、今後、今現在借地させていただいている地権者に対しましては、今現在、平成31年4月1日に5年間の借地契約を結んでいるところでございますので、また、その次の更新に当たって、地権者の方の要望だとかお伺いしながら今後の事業をどうしていくのかというのを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第10号 財産の取得について起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第19 町長提出議案第11号 上里町が本庄市に委託する一般旅券の申請受理及び交付等に係る事務の変更について

○議長（猪岡 壽君） 日程第19、町長提出議案第11号 上里町が本庄市に委託する一般旅券の申請受理及び交付等に係る事務の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第11号 上里町が本庄市に委託する一般旅券の申請受理及び交付等に係る事務の変更について提案説明を申し上げます。

初めに提案理由でございます。

「旅券法」の一部改正に伴い、埼玉県「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例」が一部改正されたため、上里町が本庄市に委託する一般旅券の申請受理及び交付等に係る事務を変更するとともに、「本庄市と上里町との間における一般旅券の申請受理及び交付等に係る事務の委託に関する規約」を変更することについて協議を行いたいので本案を提出するものでございます。

続きまして、概要について御説明申し上げます。

地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、知事の権限に属する事務のうち、一般旅券の申請受理及び交付等に関する事務が各市町村に移譲され、これに伴いまして、本庄市との協議により同法第252条の14第1項の規定により規約を定め、上里町の一般旅券の申請受理及び交付等に関する事務について、本庄市へ委託しております。

令和元年5月31日に公布され、同年12月16日に施行されました「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」により「旅券法」が一部改正され、それに伴いまして、令和2年12月22日に「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」が公布・施行されたため、地方自治法第252条の14第3項において準用する第252条の2第3項の規定により、本庄市との間に締結している「本庄市と上里町との間における一般旅券の申請受理及び交付等に係る事務の委託に関する規約」の一部を変更する協議をし、同規約を改正するものでございます。

次に、規約の変更内容について御説明申し上げます。

旅券法の一部改正において、法第8条第2項が削除され、第3号を第2号としたため、規約においても、第1条第5号中「第8条第3項」を「第8条第2項」に改めるものでございます。

最後に、附則につきましては施行期日を定めており、令和3年3月23日からの施行とさせていただきます。

以上で、上里町が本庄市に委託する一般旅券の申請受理及び交付等に係る事務の変更について

て提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） ちょっと聞きたいのですけれども、委託をするということは委託料を上里町が本庄市に支払うのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 亀田真司君発言〕

○町民福祉課長（亀田真司君） 高橋勝利議員の質問に御説明を申し上げます。

今、高橋議員おっしゃられたように、本庄市に対して委託料を支払っております、令和2年度の委託料につきましては119万2,000円となっております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） どうもこの額って何か基準があるのですかね。ちょっと、今聞いてみると、かなりこの額が、何百万と言っているのですけれども、町のほうで言っている量に比較してやっているのかトータルでやっているのかちょっと分からないので教えていただきたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 亀田真司君発言〕

○町民福祉課長（亀田真司君） 高橋勝利議員の御質問に御説明申し上げます。

現在、本庄市のほうに委託しております委託料につきましては、均等割と人口割を合わせたものを支払っているところでございます。

均等割につきましては、1件当たりの単価が928円というふうに定まっております、移譲可能市町村における年間の交付件数と均等割の比率、0.1になっておりますけれども、後は移譲可能市町村数によって定めておまして、一方人口割額につきましても単価が1件当たり928円、同じように移譲可能市町村における年間交付件数と人口割比率、これが均等割の0.1に比較しましてこちらを0.9になっております。そうした数値を勘案して1市町村当たりの委託

料等が決まっているところでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第11号 上里町が本庄市に委託する一般旅券の申請受理及び交付等に係る事務の変更についての件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は14時55分からといたします。

午後2時38分休憩

---

午後2時55分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行します。

---

◎日程第20 町長提出議案第12号 令和2年度上里町一般会計補正予算（第9号）について

○議長（猪岡 壽君） 日程第20、町長提出議案第12号 令和2年度上里町一般会計補正予算（第9号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第12号 令和2年度上里町一般会計補正予算（第9号）について御説明いたします。

令和2年度上里町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億5,037万6,000円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億3,672万1,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によると規定するものでございます。

第2条は、継続費の変更について、「第2表 継続費補正」によると規定するものでございます。

第3条は、繰越明許費の追加について、「第3表 繰越明許費補正」によると規定するものでございます。

第4条は、地方債の追加及び変更について、「第4表 地方債補正」によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

初めに歳入ですが、款1町税は180万円の減額補正となり、軽自動車販売数の減少に伴う環境性能割の減額となっております。

款10地方特例交付金は2,243万7,000円の増額補正となり、交付額の確定に伴い増額するものでございます。

款11地方交付税は1億5,226万8,000円の増額補正となり、交付額の確定に伴い増額するものでございます。

款13分担金及び負担金は319万6,000円の減額補正となり、保育所運営費保護者負担金の減額となっております。

款15国庫支出金は1億4,600万4,000円の増額補正となり、主な内容は、社会資本整備総合交付金、学校施設環境改善交付金、子どものための教育・保育給付交付金などの増額や、特別定額給付金給付事業費補助金及び給付事務費補助金、公立小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金、子育てのための施設等利用給付交付金などの減額となっております。

款16県支出金は96万5,000円の減額補正となり、主な内容は、子どものための教育・保育給付交付金、障害児施設措置費負担金、埼玉県幼児教育・保育無償化円滑化事業補助金などの増額や、子育てのための施設等利用給付交付金、保険基盤安定負担金、乳幼児医療費補助金などの減額となっております。

款17財産収入は219万9,000円の増額補正となり、普通財産売却代金と、公共施設等用地取得及び施設整備基金利子の増額となっております。

款19繰入金は1億4,070万9,000円の増額補正となり、主な内容は、教育施設整備基金繰入金、公共施設等用地取得及び施設整備基金繰入金、国民健康保険特別会計繰入金などの増額や、財政調整基金繰入金、いきいき福祉基金繰入金の減額となっております。

款21諸収入は63万1,000円の減額補正となり、主な内容は、東京電力株式会社線下補償料などの増額や、消防団員退職報償金などの減額となっております。

款22町債は3億9,335万1,000円の増額補正となり、主な内容は、総合文化センター運営事業債、小中学校管理運営事業債、臨時財政対策債などの増額や、災害対策事業債、小中学校教育振興事業債、道路新設改良事業債などの減額となっております。

歳入合計は、現計予算に対して8億5,037万6,000円を追加し141億3,672万1,000円とするものでございます。

次に、3ページを御覧ください。

歳出について御説明申し上げます。

款1議会費から款9教育費まで、各項目の主な共通点としまして、決算見込みに伴う給与費の減額補正がございました。

初めに、款1議会費は69万3,000円の減額補正となり、職員給与費の減額となっております。

款2総務費は7億2,409万8,000円の増額補正となり、主な内容は、財政調整基金積立金、公共施設等用地取得及び施設整備基金積立金、総合文化センター安全改修工事費などの減額や、特別定額給付金事業に係る各経費、公共施設複合化建替に係る民間活力導入可能性調査等業務委託料、上里町コミュニティバス運行事業補助金などの減額となっております。

款3民生費は1億586万4,000円の減額補正となり、主な内容は、障害児通所給付費、施設型給付事業負担金、民間保育等委託料などの減額や、国民健康保険特別会計繰出金、こども医療費、児童手当などの減額となっております。

款4衛生費は2,531万7,000円の減額補正となり、主な内容は、特定感染症検査等事業返還金、不妊治療費助成事業補助金などの増額や、予防対策事業に係る諸検査料、がん検診委託料、新型コロナウイルス対策水道料金等減免に要する経費などの減額となっております。

款5農林水産業費は239万9,000円の減額補正となり、主な内容は、中核的担い手農家育成奨励金交付事業補助金の増額や、農業集落排水事業特別会計繰出金、町内農業担い手応援給付金、上里町地域農業再生協議会補助金などの減額となっております。

款6商工費は2,778万2,000円の減額補正となり、町内商工業者応援給付金、商工業イベント実行委員会補助金、消費生活対策事業に係る会計年度任用職員報酬などの減額となっております。

款7土木費は1億7,166万円の増額補正となり、道路改良舗装等工事費、児玉工業団地アクセス道路築造工事費、町営住宅長寿命化改修設計業務委託料などの増額や、路線測量等業務委託料の減額となっております。

款8消防費は3,643万6,000円の減額補正となり、防災行政無線同報系デジタル改修工事費、

消防団員退職報償金、消火栓新設工事負担金などの減額となっております。

款9教育費は1億7,112万8,000円の増額補正となり、主な内容は、小中学校管理運営事業に係る工事請負費や工事監理委託料、新型コロナウイルス感染症対策応援事業に係る消耗品費の増額や、ICT環境整備業務委託料、教育用機器賃借料、乾武マラソン大会実行委員会補助金などの減額となっております。

4ページを御覧ください。

款10公債費は1,817万円の減額補正となり、長期債元金及び長期債利子の減額となっております。

款11諸支出金は15万1,000円の増額補正となり、公共施設等用地取得及び施設整備基金積立金の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対して8億5,037万6,000円を追加し141億3,672万1,000円とするものでございます。

次に、5ページを御覧ください。

第2表 継続費補正につきましては、消防費の災害対策事業防災行政無線同報系デジタル化工事に係る工事の完了に伴いまして、令和2年度年割額1億2,258万5,000円を8,838万1,000円に、総額3億1,475万7,000円を2億8,055万3,000円に、継続費補正として変更するものでございます。

次に6ページを御覧ください。

第3表 繰越明許費補正につきましては、総務費の総合文化センター運営事業1億9,840万1,000円、土木費の道路新設改良事業1億4,840万7,000円、児玉工業団地アクセス道路事業1億432万3,000円、都市計画事業2,487万6,000円、住宅管理事業1,562万円、消防費の災害対策事業517万円、教育費の新型コロナウイルス感染症対策応援事業760万円、小学校管理運営事業2億4,175万円、中学校管理運営事業2,305万9,000円を繰越明許費補正としてそれぞれ追加するものでございます。

次に、7ページを御覧ください。

第4表 地方債補正につきましては、起債の対象となる事業の追加や確定、見直しなどに伴いまして、総合文化センター運営事業1億9,840万円、中学校管理運営事業1,490万円、減収補てん債3,350万円の起債限度額を追加し、道路新設改良事業5,570万円を4,950万円に、児玉工業団地アクセス道路事業6,940万円を7,170万円に、災害対策事業1億2,850万円を9,430万円に、小学校管理運営事業2,050万円を1億6,280万円に、小学校教育振興事業3,000万円を2,310万円に、中学校教育振興事業1,390万円を970万円に、臨時財政対策債3億2,000万円を3億7,345万1,000円にそれぞれ起債限度額を変更するものでございます。

以上、一般会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長がお手元の一般会計補正予算資料で御説明申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 豊田貴志君補  
足説明〕

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 3月ですので、いろいろなところで事業が確定したり、コロナの影響が大きい部分の減額があるなどというふうに思ったりしているわけなのですが、基金の関係なのですが、基金につきましては何回か補正対応してきて、特に財政調整基金では、2号補正、4号補正、6号補正、そして、7号、8号と補正をかけてきていますけれども、最終的には減額ということで、トータルでは1億3,237万4,000円、それに当初予算で1億4,599万円でありましたので、一方で、一度9月補正のときに2億円を繰入れ、さらに今回の補正で4億2,218万3,000円の繰入れということで、最終的に言えば、プラマイでは同額で積み立てるという形になっているかなというふうに思います。

何が言いたいかというと、やはりコロナの影響を受けて非常に困窮して、一方ではこの扶助費が、休校期間中は給食が不用だったから減額ですよということでありましたけれども、その間自宅では、本当に困難な中で食事、だから、今、一般質問で同僚議員も言っておりましたが、本当に食べる回数を減らしたりとかそういうこともありまして、無料で食料を給付するというそういう活動にも、私もちょっと参加したりもしますけれども、本当に喜ばれるわけですね。あと、そういうところによく来られるのは外国の方も多みたいなのです。上里町で、やはりそういう、それだけが原因は言えませんが、アパートで豚を解体したりとか、そういう事件もありました。

そういうことなんかいろいろ考えると、当初は財政調整基金を取り崩して最初に補填をしても、後から、国からお金が下りてきたりして不用になる。そういうことでいけば、もう少し手厚い支給ができたのではないかなと思うのですね。

その辺で、この見込みというのがここまで分からないのかなと。3月ぎりぎりに来るまで見

通せないものなのかなということをお尋ねしたいというふうに思います。

それと商工関係で、町内の商工業者応援給付金が2,370万円不用ということで、これについても、5万円ということで非常に、受け取った方には喜んでいただいているのですけれども、当初予定していたところからこれだけ残してしまった理由は何があるかなと。

一応、商工業者の数を想定して計算というか予算を組んだと思うのですね。情報が行き渡ったのかどうかとか、その辺のところではちょっとお尋ねしたいなというふうに思います。

○議長（猪岡 壽君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 豊田貴志君発言〕

○総合政策課長（豊田貴志君） 沓澤議員の1点目の御質問について説明させていただきます。

決算見込みというのがもっと早く立ったのではないかということの御指摘かと理解しておりますが、まず、今回の積立ての理由もちょっと併せて説明をさせていただきます。

まず歳出面におきましては、新型コロナウイルスの影響というのは説明でも何度か使わせていただいておりますけれども、これの影響による未実施となりました事業ですとか、あとは各種工事、委託事業などによる入札の結果契約差金が発生したと。そういった入札による効果。あとは、GIGAスクール構想に伴うICT環境整備の事業の中で、説明でも申し上げましたけれども、仕様の詳細精査ですとかそういった現場の努力もいただきまして、執行見込額に合わせて今回減額補正を行ったものでございます。

歳入面につきましては、普通交付税ですとか国民健康保険特別会計からの繰入金などの増額補正を行ったものでございます。

やはり、歳入面の改善につきましては、財政担当者含めまして職員一人一人があらゆる、国ですとか県ですとかそういった補助金、助成制度、あるいは有利な地方財政措置の活用について情報収集などを行った結果ではないかというふうに捉えております。

ですので、今回もこういったコロナ禍でございますので、非常に財政担当としても、非常に不透明な部分の中で、どう、また健全さとのバランスを保っていくかというところが難しいところでございます。

ですので、今後の決算見込みなども注視していく中で、引き続き健全な財政運営をできるように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山下容二君発言〕

○産業振興課長（山下容二君） 沓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

まず、今回の商工業者に対する応援給付金は、第1弾、最初の緊急事態宣言が出されたとき

に、町の財源の中でどんなことができるかということで御提案させてもらったものでございます。

実際に1,000件を見込んでおりました、当初はですね。1,000件、実際に拾うと900件ぐらいなのですが、過年度申告等もあるだろうということも見まして1,000件程度を見させていただきました。

そして、要件といたしまして、全員に給付というものではございませんで、事業所において、去年と今年、これの比較で、同年同月対比で15%以上減少しているところを条件とさせていただきました。これは、国の持続化給付金、あれは50%でございましたが、そちらを勘案しての、町はもう少し緩くして支援をしようということでございます。

そういった中で、見込みでございますが、526件ほどの申請が見込まれるのではないかとということで、執行率は52.6%程度という状況でございます。

周知については、ホームページはもちろん、工業会等に先行告知等もさせていただきました。それと、広報も使いまして5回程度掲載をさせていただいております。それと、ピンポイントで、もちろん商工会以外の方も対象ではあるのですが、商工会員についても御通知のほうを個別に差し上げているところでございます。

結果的に、幸いにして影響出た事業所は見込みよりも少ない状況で収まったというふうな形でございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 何点か質問させていただきます。

全体的にはコロナの影響での減額補正というふうに理解しているのですが、まず1点目が、2ページの総合政策課の政策調整係のところの下の丸の総合文化センター運営事業のところですね。

昨日の全協でも説明があったのですが、全協の資料で見ると、令和2年、3年度が計画改修の時期というふうに計画されているというふうなうたってあって、施設機能の保全及び安全、衛生確保のための改修工事を行うものであるというふうなうたっているんですね。

それで、何が言いたいかというと、昨日の説明のとおり、平成5年にオープンというかしたわけで、27年ですか、経過しているわけですね。いろいろなところに経年劣化が発生しているというふうに理解して、昨日の説明のように、工事の内容は下記のとおりですよということで幾つかの項目において工事を計画すると。

私がちょっとこれについて質問したときに、この工事内容についての業務委託はもう以前にかけてあるというふうに、の説明があったように記憶しています。聞き間違いだったら申し訳ございません。

ところが、今回ここに総合文化センター安全改修工事管理業務委託料ということで260万1,000円計上しています。これがちょっと理解に苦しむところなのですが、それで、昨日の全協の資料ですと、先ほど言いましたように安全衛生確保ということで、この中に、当然、我々素人が考えても、27年もたつと、その27年の間にどんな改修工事、メンテナンスしたかちょっと記憶にありませんが、特に水回りというのは、特に劣化が激しいのですよね。ところが、この工事内容をここに羅列してありますが、そういうところの、要するに手当てというか考えが反映されていないというのがちょっと腑に落ちない。どうせ27年も経過しているのであれば、その途中でやっているならこれは別ですよ。やっていないのだったら、何でもこういうところも、水回りの辺も、併せてそういった業務委託かけて、せっかくお金かけてやるのだから、全ての安全、衛生面をというのをうたっているのだから、こういうところまで委託かけるべきではないのかなというふうに思うわけです。

これについてももう少し詳細に、やること自体について私は反対はしません。だけれども、どうせやるのなら、もっと徹底した内容で実施してほしいなというふうに思うわけです。

それから、隣のページの3ページ。

くらし安全課防災安全係のところの消防団運営事業の報償費、報償退職金ですね、161万5,000円の減額補正というふうになっております。これは俗に言う退職金、だから、要するに、これコロナの影響で退職が延期になったのか、それともどんな理由で報償金が減額されているのか。何名分なのか説明していただきたいというふうに思います。

それから、その下の災害対策事業の防災行政無線、デジタル改修工事3,037万9,000円ですか、減額補正ということで、今年度で終わるわけですね。一番最後の、先ほど説明いただいた10ページの継続費のところ、総額が3億1,475万7,000円と。平成30年度から令和2年度、今年度ですね。今年度に減額補正で3,402万4,000円が減額されているわけですね。

当初の、これは繰越明許で3年間でやったわけだからいいのですけれども、この差額が、当初計画予算が3億1,475万7,000円と。これに、この3,400万余りの減額補正というのは、何でもこんな金額が不用になったのか。

要するに、もう少し緻密な見積もりというのかな、一般の家庭とかなんかだったら大変ですよ、こんな金額が不用だなどということになったら。ここら辺ちょっと説明してください。これちょっと納得いかない。

それと、5ページの子育て共生課の児童館のところなのですが、5つの児童館があって、説

明によると、コロナの影響で閉館というかなったことによって、会計年度任用職員の報酬等が減額補正されていますよね。これは、要するに、児童館が閉館というのは、5館とも、普通同じ期間にするのではないのかなと思うのですよ。要するに、例えば小学校、中学校もだったかな、休校措置取りましたよね、コロナの影響で。これ全部同じ、小中学校同じ期間休校にしたのではないのかなと思うのですが。

そうすると、何でこの、要するに、会計年度任用職員の報酬とかがばらつきが出てくるのか。これは、児童館によって会計年度任用職員がアンバランスというかばらばらなのですかね。その辺ちょっと説明をお願いしたいなというふうに思います。

それから、次のページの6ページ。

子育て共生課、空の杜保育園のところですね。ここも会計年度任用職員の報酬の説明がありました。職員の報酬が、私の理解だと、要するに、これだけの職員が必要なだけけれどもというふうに募集かけたけれども募集定員に至らなかったということで、報酬と、職員と期末手当等ですか、が、減額補正というふうになったのですけれども、これはあれですか、この減額をされたのはそれはいいのですけれども、この、今のその募集した職員がいなくても運営が回っていったのか。それともどこから補充したのか。その辺がちょっと、この339万2,000円というのがちょっと分からない。

要するに、運営するのに職員足りなければ何とか、緊急に、ネットでも何でも募集かけてるのが普通だと思うのですけれども、このまんま、要するに、いなくても大丈夫だよというのだったら、最初から今のその職員で、任用職員で回るわけじゃないですか。その辺が、この、要するに、どういう関係でこういうふうなことになったのか。

それから7ページ、一番下のまち整の都市計画係のところの住宅管理事業。町営住宅長寿命化改修設計業務委託料1,562万円。これどこの、宮本なのかそれとも四ツ谷なのか。これ、昨日全協で説明していただいたみたいですがけれども、ちょっと私、都合で説明聞けなかったので今聞きたいなと思うのですけれども、町営住宅、要するに公の住宅は、住宅の提供というのは、理念は分かりますよ、私は。何度か一般質問でもしたことがあるので。要するに、低所得の方に低廉な料金で入居して生活していただきたいというそういう理念ですね。

ところが、こういう公共施設の一部であるこの町営住宅も、年々経年劣化で、特に四ツ谷のほうがもうかなり来ていると。こういった経費を、一般の賃貸住宅なんかであれば、何とか金というのか入居のときに預かる制度があるのですよね。それで、現状、退室していくときは現状維持に復して出て行くというのが原則で、町営住宅もそういう基本的な考え方だとは思うのですけれども、全体的な公共的な共通部分、上下水道関係とかそういうものに関しての共用部分が劣化して取り替えるというか交換するというのは分かります。

ただ、全体的に、四ツ谷の住宅なんかも、先ほどから言っているように劣化が年々厳しくなってくるということになると、これ、改修計画の業務委託料ですね、結局、これ工事費ではないということで、これでやって、何年間ではなくて何十年間使うのだから分かりませんが、そういったその考え方、普通の、一般の集合住宅などというのは、古くなるともう入居する人がいなくなってしまうわけですね。ところが、町ではこういった予算を使って、造ったときのまんまの形というわけにはいかないですけれども、最低限の、それに匹敵するような状況で入居者の公募をかけているわけだと思うのですけれども、この辺の考え方というの、これを近隣の自治体でも、こういうものをもう廃止している自治体もあるわけですよ。ですから、これを、要するに、今後どのぐらいの年数を継続していくのか、その辺の考え方を聞きたいと思います。

取りあえずとりあえずそこまでで1回目やめておきます。よろしくお願ひします。

○議長（猪岡 壽君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 豊田貴志君発言〕

○総合政策課長（豊田貴志君） では、齊藤崇議員の1点目の御質問ですね、総合文化センターの改修工事の御質問の点について説明させていただきます。

昨日の全員協議会の部分と重複いたしますけれども、私のほうから説明申し上げました、既に事前の調査入らせていただいておりますという部分を改めて申し上げますと、これは、今年度の補正予算のほうで計上させていただき御承認いただきました内容として、総合文化センターの安全調査、あとは、そもそもこの工事に入る前の改修設計の業務委託ということで御理解いただければと思います。ですので、この点については改めて、また業者選定のほうは、予算をいただきましたら、この点についての2点ですね、工事管理業務ですとか、あとはこの工事、本体のほうも、当然業者のほうは決定をしていかなければならないというところを御理解いただければと思います。

今回の部分につきましては、あくまで緊急性を考慮したということも昨日申し上げたかと思ひます。あくまで安全のための工事ということに限らせていただいたということを改めて御理解いただきたいと思いますと思ひしております。

今のところ、特に水道等の不具合というかそういった部分も特にこちらはでは認知しておりませんし、あくまで今回は、これからのその猛暑対策とか熱中症対策ですね、あとは、昨日申し上げたように台風シーズンに備えるための避難所指定も受けている総合文化センターを早期に改修するということを優先的にやらせていただきたいと思いますと思ひしておりますので、その点御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） くらし安全課長。

〔くらし安全課長 間々田 亮君発言〕

○くらし安全課長（間々田 亮君） それでは、齊藤議員の御質問に御説明を申し上げます。

2点の御質問だったかと思いますが。

まず1点目、消防団員の退職金の関係でございます。

消防団員の退職金につきましては、議員御承知かと思いますが、定数を確保するために退団者と同数の入団者を確保するというところで毎年進めているところでございます。

なお、新入団員の入団、もしくは退団の見込みが確定するのが、例年、年度末に近くなってからということになるわけございまして、当初予算の積算時期にはちょっと間に合わないということが起きております。この結果、見込みといいますか、退団者の数を見込んでおきますので、最終的にその退団者が発生しないというふうなことで予算とずれが出ているということが発生してきているところでございます。

なお、人数につきましては、当初予算では7名の退団者を見込んでおりましたが、最終的には3名の退団者ということでございました。

なお、コロナの関係は、特に関係はございません。

2点目の御質問に御説明を申し上げます。

防災行政無線デジタル化の関係の執行残、非常に大きいのではないかと御指摘かと思っております。こちらにつきましては当初の設計を行いまして、その後7社による入札の結果、落札減が発生したということでございます。

こちらの工事費につきましては、今年度約3,000万の補正減ということでやらさせていただいているところでございますが、3年間の継続費というものでございまして、総額の工事費で言いますと、デジタル化工事のほうは3億400万2,000円が3年分の予算額でございました。それに加えまして、施工管理業務委託料のほうは3年分で1,075万5,000円ということで、総額3億1,000万ほどの総額のものに対して入札を行った計画、不用額が約3,400万ということで、約1割程度の落札減になるかと思っております。これ、指名競争の入札の結果ということで御理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 齊藤議員の御質問に御説明のほうをさせていただきます。

まず初めの児童館5館の会計年度任用職員の報酬、それから職員手当についての差異についての御質問だったかと思っております。

こちらにつきましては、総合政策課長のほうの説明でもあったとおり、コロナによる長期、

特に夏休みですね、その間、本来であれば40日間、1人7時間、5館が予算のほう確保しているところではあったのですけれども、預けるお子さんも減ったということと、それから、長期休業が短縮されたということで、主にこちらの報酬のほうが減っております。

それから土日、本来、主館が1日、副館が半日ということで、ただ、緊急事態宣言のときには副館のほうは閉じまして、主館だけで、2館だけで運営というふうな運営のほうもさせていただいたところですので、そちらの報酬分も少し減になっているところではあります。

それから当初予算を計上したときは、その前年度の職員体制に応じて、高卒であったり短大であったり大卒であったりということで、単価の違う職員の職員数に応じて予算のほう組ませていただいたところなのですが、実際、採用した後、どこの館に会計年度の方を配属するということで、多少金額のほうの差異が出たというふうな実情がございます。

それから、空の杜保育園の、同じく会計年度の減額についてでございますが、まず1つが、令和2年度の保育園の体制のほうで、保育士、園長を含め職員が全部で13名、その中で1人産休の職員がいたわけですが、それ以外に給食センターからの研修生2人、それから、会計年度の保育士が3名、それから、臨時職員の調理師の方を、一応予算を組んだところなのですが、当初調理師の方がなかなか、募集をかけましたが見えなくて、あと、年度の途中で、8月からの途中採用ということでその方の分の減。それから、産休代替の保育士が1名どうしても見つからずに、その分の減額となっております。

それで回ったのかどうかというお話だったかと思うのですが、保育園につきましては、園長を含め副園長もおります。そのほか主任保育士、フリー保育士ということで、自由に、比較的職員が、休暇であったりとかそういった場合に対応できるような形で体制を組んでおりましたので、そういった形でどうにか今年度は過ごすことができましたので、本来であれば欲しかったところなのですが、ただ、報告をさせていただくと、この3月にやっと見つかりまして、1人、この1か月ではあるのですが勤務のほうしていただいております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君）　　くらし安全課長。

〔くらし安全課長 間々田 亮君発言〕

○くらし安全課長（間々田 亮君）　　すみません。

先ほどの御説明、少し誤りがありましたので訂正をさせていただきたいと思っております。

消防団員の退職金の関係でございます。

当初予算では7人を見て結果的に3人の退団者というふうに御説明申し上げましたが、正しくは6人の退団者はおりました。しかし、退職金の対象となる隊員が3名のみということでございましたので、3名分の退職金ということになったこととさせていただきます。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） それでは、齊藤議員の御質問に対し御説明をさせていただきます。

まち整備課については町営住宅の長寿命化に関する御質問についてでございます。

まず、簡単に町営住宅の長寿命化について説明をさせていただいた後、御質問に対して説明させていただきたいと思っております。

町営住宅につきましては、住宅的に困窮している低所得者向けのセーフティーネットとして重要な役割を担っているところでございます。

ただ一方で、四ツ谷団地については建設から30年、宮本住宅については20年間経過しているところであり、老朽化は進行しております。このような更新期を迎えつつある町営住宅について、効率的かつ円滑な更新を行って町営住宅の需要に的確に対応していくということで、今回長寿命化計画を策定させていただいております。

長寿命化につきましては、予防保全的な修繕や耐久性の向上等に資する改善の計画的な実施により町営住宅の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減につなげていく具体的な計画でございます。

こういった中でライフサイクルコストを縮減するために、来年度につきましては、御質問いただいた1つ目、改修設計を実施したいと思っております。改修設計の対象としましては、四ツ谷団地のA、B、C、Dと、4つの棟について、外壁等の改修に係る設計を実施する予定でございます。

それと、御質問の2つ目として、今後何年間使う予定なのかという御質問でございますけれども、こちらについては、今回、長寿命化によりまして耐用年数を20年間延長するための改善工事を計画しておるところでございます。そのため、残り耐用年数まで、町営住宅にしたら10年から20年という状況でございますので、それに20年を足した、今後30年から40年間、町営住宅を運営していくということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 説明がちょっと、納得というか理解できない面がありますのでちょっと。

総合文化センターなのですけれども、昨日もらった全協資料、これをよく見たのですけれど

も、先ほどの説明だと緊急性というふうな言葉を使っているのですよね。緊急性ということを行っているのであれば、ここにある経緯とあって、町内施設の維持保全について計画している上里町公共施設再配置維持保全計画において、令和2・3年度は計画改修の時期として計画されているという文言があるのですね。ということは、先ほどから言っているように、あれですよ。これやめろとは言っているのだから聞いてはいるわけではないですけども、要するに、計画性で実施できる案件だと思えるのですよね。緊急性というふうに先ほど課長言ったけれども。緊急だったら2年と3年、普通だったら計画性を持つのだったら、要するに、当初予算で計画してもいいわけじゃないですか。2年度ということは今年度なのだから、今年度の当初予算で計画してもいいわけじゃないですか、ここにあるように。計画改修の時期と言っているのだから。

それで、経年劣化ということで、これも27年たっているわけですよ。避難所としても指定しているということで、その次に、先ほども申し上げたように、安全衛生確保のための改修工事と言っているのですよ。安全だけではないのですよ、衛生が入っているのですよ。衛生ということは、細かくというか具体的にはトイレとかそういうものを言うのではないのかなというふうに、私は理解するわけですけども。

結局、今まで、先ほどの答弁だと、水回りについては今のところ不具合が出ていないよと。出ていないからいいのではなくて、やはり27年もたっているのだったら、業務委託かけるときに、安全衛生の観点からやってもらったらどうですかというのですよ。安全だけではなくて、というふうには私は思うのですよ。だったらこんなことをうたわなければいいわけ、全協の資料で。こういうふうと言っているということは、やはりそこまでカバーしてあげないといけないのかなというふうには私は思うのですよ。

だから、それでもって、結局、せつかく業務委託料260万かけてやるわけだから、そこまで範囲を広げてやったらどうですかというふうには言っているのですね。

だから、先ほどの、私が質問したことと今言ったことの、先ほど質問したことに対して課長は、私が期待した回答をもらっていません。ですから、もう一度この件について説明してください。

それと、防災行政無線の説明ですね。この3,400万の減額補正、これは3年間の継続費でやっているわけですよ。いろいろな説明があったのだけれども、単純に、細かな専門的な説明していただいたけれども、単純に、この3,400万の、要するに減額補正というのは、絶対に当初分かってこれだけの金額が減額補正されるということは、もう1年目、2年目ぐらいでもう大体予想が立つのではないかなと思うのですよ。その辺が、我々素人というか見ていて、こんな差が出るのかよというふうな疑念を抱かざるを得ないということを書いて、詭弁の説明ではなくて、もう少し分かりやすい説明してください。

それと、空の杜保育園ね。これも、先ほど言ったように、確かに園長、副園長いますよ。だけれどもぎりぎりで行っていたのでは、やはり、車のハンドルではないけれども遊びもなければ困るのよ。要するに、いっぱいいっぱいで行っているのでは、何かあったときどうするのですか。

それは、募集した職員ができなかったということで答弁がありましたけれども、それを、要するに、園長、副園長でカバーしたよというのであれば、当初からそれでやっていけるんじゃない。極端な言い方、冷たいようだけれどもさ。

だったら、もう少し緻密な計画を立てて、これだけの人員で、職員で間に合うよということでやればいかなと思うのですよ。金額の減額補正が云々ではなくて、要するに、経営の在り方というか、やはりもう少し精査した計画を立てたほうがいいのではないかなと思うのですけれども、その点、もう一回、すみません、お願いします。

○議長（猪岡 壽君） 暫時休憩いたします。再開は16時55分からとします。

午後4時42分休憩

---

午後4時55分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告いたします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

審議を続行いたします。

総合政策課長。

〔総合政策課長 豊田貴志君発言〕

○総合政策課長（豊田貴志君） 齊藤崇議員のほうから再質問いただきました総合文化センターの関係、こちらのほう説明させていただきます。

改めまして、前提といたしまして、全員協議会のほうの資料の部分が、御指摘いただいた部分につきましては、私どもとしても、まず、その項目、改修工事の項目の洗い出しはさせていただいておりましたところです。

そういった中で、個別施設計画でもそれぞれの各施設の改修等々に係る事業費というのも算出をしております。総合文化センターにつきましては、この計画上、約2億1,000万という金額、改修経費となっております。

やはりこの中で、計画に沿った形で、当然、期間もそうなのですが、こういった予算の部分も考慮するという事の中で、何を優先的にやっていくのかという優先順位づけの中で、まずは調査を入れた中で、その特定天井という、増改築時に脱落防止措置を行うようにという国の指針があることから、まずはここを最優先に整備すべきということ。あとは、やはり空調

設備の不調が相次いでおりましたので、これは、繰り返しになりますけれども、もうこれからの季節に備えるためにも、やはり空調設備の更新というのはこれも最優先だろうということで、あとは避難誘導灯の改修もあるわけでございます。

そういったことから、全体バランスを考えまして優先順位を考慮したところの中での、この今回の工事費としての1億9,580万円という計上になっておることを改めて申し添えたいと思います。

なお、工事管理業務ということで260万円ほどこちら計上させていただいているものにつきましては、そもそもこちらの工事管理という業務につきましては、当然、設計図等どおりに施工などが進んでいるかのチェックですとか、現場作業員に対して図面だけでは伝わらない内容の、専門的なそういった技術的な伝達ですね。あとは、町の代理になって工事現場とのその打合せですとか指示と。そういったものをお願いするものでございます。ここにとっては有資格者をお願いすべきものが妥当かと思ひまして、こちらの管理業務のほうを計上させていただいております。今回は小規模改修ということではなく大規模改修ということもありますので、こういった手法も駆使して計上をしておるところでございます。

なお、申し添えますと、総合文化センターのトイレ改修につきましては、平成29年度に一部、男女トイレの改修工事を行っております。女子トイレの和式便器の洋式化ですとか、男子トイレの便器のほうも入替え工事等を行わせていただきました。

こういったものを申し添えさせていただきましたが、冒頭申し上げましたように、何をすべきかということ優先順位の検討をした結果、今回、全員協議会で報告させていただいた内容ということで計上をいたしたものだということになります。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君）　くらし安全課長。

〔くらし安全課長 間々田 亮君発言〕

○くらし安全課長（間々田 亮君）　齊藤議員の再質問に御説明申し上げます。

防災デジタル化無線の件につきましては、入札をしましてその後契約ということで、3年前に契約をさせてもらったわけですが、当初契約の一定の割合までは、何かあった場合に変更が可という形になっておまして、所期の目的を達成するために、この3年間の間に、当初の設計を、例えば少し変更しなくてはならない、何か少し手当てをしなくてはならないというようなことが起こった場合に、変更もできるようにという意味も含めまして、最後の段階までこの予算は補正をせずに、使える形で置いておいたと。これが、最終的に工事が完了して額も確定しましたので、今の段階になって補正をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 齊藤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

空の杜の保育園体制についてだと思いますが、まず定員につきましてなのですが、子どもの数、歳児に置く職員に関しましては、まずゼロ・1につきましては1クラスでやっております。そこには3人の保育士と、それから2歳、3歳、4歳、5歳にはそれぞれ1人の保育士のほかに、障害児がいる場合もございますので、そこに2人の保育士のほうが配置をしております。

そういった状況で、保育のほうについては問題はないのでございますが、それ以外に、保育園長、副園長、それ以外に全体を統括する主任保育士ということと、それから職員が休んだ場合等に対応できるフリー保育士ということで、園長が保育士ではないのですが3人の保育士がフリーでいるような状況が今あります。本来であれば、ちゃんとした担任の保育士が入ったほうがいい状況ではあるのですが、こちらの3人の保育士が順番に対応するというところで、不足の部分については対応させていただいているところです。

保育については基準に沿って、問題なく、保育のほうはきつきつではなくやれている状況ではありますので、その辺御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異義なし」の声あり〕

---

◎延 会

○議長（猪岡 壽君） 本日はこれで延会することに決定しました。

皆様御苦労さまでございました。

午後5時2分延会